

令和5年度 自己評価書

令和6年6月

独立行政法人空港周辺整備機構

様式 1-1-3 中期目標管理法 年度評価 項目別評価総括表様式

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	5 年度	6 年度	7 年度	年度	年度		
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
再開発整備事業	B					1. (1)	
住宅騒音防止対策事業	B					1. (2)	
移転補償事業	B○ 重					1. (3)	
緑地造成事業	B					1. (4)	
II. 業務運営の効率化に関する事項							
業務改善の取組						2. (1)	
業務運営の効率化	B					2. (1)①	
事業費の効率化	B					2. (1)②	
一般管理費の効率化	B					2. (1)③	
契約の適正化・調達の合理化	B					2. (1)④	
人件費管理の適正化	B					2. (1)⑤	
業務のデジタル化及びシステムの最適化	B					2. (2)	

※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。

※3 重点化の対象とした項目については、各標語の横に「重」を付す。

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	5 年度	6 年度	7 年度	年度	年度		
III. 財務内容の改善に関する事項							
予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	B					3. (1)	
短期借入金の限度額	—	—	—			3. (2)	
不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画	—	—	—			3. (3)	
重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	—	—	—			3. (4)	
剰余金の使途	—	—	—			3. (5)	
IV. その他の事項							
内部統制の充実・強化	B					4. (1)	
情報セキュリティ対策	B					4. (2)	
空港と周辺地域の共生と連携の強化						4. (3)	
国及び関係自治体との連携	B					4. (3)①	
広報活動の充実 地域住民のニーズの把握	B					4. (3) ②～③	
運営権者への円滑な環境対策事業承継に向けた取組の推進 引き継ぎ文書のデジタル化 業務の可視化パターン化の推進 研修員の受入れ	B	—	—			4. (4) ①～③	
業務のノウハウや実績、教訓等を廃止後も有効活用することができる取組	B					4. (5)	
騒防法第29条第1項に規定する積立金の使途	—	—	—			4. (6)	

※2 難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

※4 「項目別調書No.」欄には、5年度の項目別評価調書の項目別調書No.を記載。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1. (1)	再開発整備事業		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第28条第1項第2号
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ											
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）				
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	5年度	6年度	7年度				5年度	6年度	7年度
契約(貸付)状況	—		30件						事業収入(千円)	618,042	
契約(貸付)率	—		100%						支出(千円)	558,917	
経費率	—		90.4%						(うち業務支出(千円))	555,461	
									(うち借入金償還等(千円))	3,456	
定期巡回全施設月1回の実施	—		100%						予算額(千円)	449,351	
									決算額(千円)	452,509	
全貸借人との面談等年1回以上	—		100%						経常費用(千円)	533,797	
									経常利益(千円)	35,201	
									行政コスト(千円)	533,797	
									職員数(人)	5	

注) 契約(貸付)状況・率は令和6年3月末現在

注) 支出額は一般管理費(管理勘定)を含む。

予算額、決算額、経常費用、経常利益、行政コストは一般管理費(管理勘定)を除く。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>(1) 再開発整備事業 再開発整備事業は、移転補償事業により国が取得した土地を、機構が有償で借受け、周辺生活環境へも配慮しながら「騒音斉合施設※」を整備し、貸付をすることによって移転補償跡地の有効活用を図る事業である。 本事業は、これまで地域のまちづくり・生活環境改善の一環として、国・県・市・地元関係者と一体となって取り組んできた結果、郵便集配施設・郵便局、ホームセンター、複合商業施設などの施設整備及び誘致を実現し、地域の活性化を図ってきた。今後地域と空港の共生に貢献するため、賃借人の経営状況の把握や、賃借料の安定的な確保に努めるなど事業の健全性を確保すること。 また、騒音斉合施設の資産価値を維持するため計画的な修繕を実施するとともに、移管に向けた業務のデジタル化及びシステムの最適化にも留意しながら、適切な維持管理を図っていくこと。 ※ 航空機の騒音によりその機能が害されるおそれの少ない施設（駐車場、倉庫、物販施設など） 【指標】 ・定期巡回による全施設月1回の点検実施 (前中期目標期間実績※ 全施設月1回の点検実施)</p>	<p>福岡空港と周辺地域の共生に貢献するため、国等と密接な連携を図り、将来の事業見込み等にも留意しつつ、以下の事業について確実・適正な執行を図る。 (1) 再開発整備事業 地域のまちづくり・生活環境改善の一環として、国、関係自治体及び地元関係者と一体となって取り組んできた結果、郵便集配施設・郵便局、ホームセンター、複合商業施設などの施設整備及び誘致を実現し、地域の活性化を図ってきた。今後地域と空港の共生に貢献するため、賃借人の経営状況の把握や、賃借料の安定的な確保に努めるなど事業の健全性を確保する。 また、騒音斉合施設の資産価値を維持するため計画的な修繕を実施するとともに、移管に向けた業務のデジタル化及びシステムの最適化にも留意しながら、適切な維持管理を図っていく。 (指標：定期巡回による全施設月1回の点検実施) (指標：全賃借人との情報交換のための面談等 年1回以上)</p>	<p>福岡空港と周辺地域の共生に貢献するため、国等と密接な連携を図り、将来の事業見込み等にも留意しつつ、以下の事業について確実・適正な執行を図る。 (1) 再開発整備事業 次の取組を行い、事業を着実に推進する。 イ 耐用年数を経過し老朽化の著しい騒音斉合施設（1施設）について、賃借人との面談を踏まえて退去に向けた交渉を進めることとし、安全に関わる様々なリスクの観点から対応策を検討しつつ、適切な施設保全に努める。 ロ 騒音斉合施設の資産価値の維持及び安全の確保を図るため、定期的な巡回・点検を実施し、計画的に修繕を行っている。その実施にあたっては、騒音斉合施設の保全状況や修繕記録のデータベース化を進めることにより、移管に向けた業務のデジタル化及びシステムの最適化にも留意して、適切な維持管理に努める。 ハ 事業の健全性の確保を図るため、騒音斉合施設賃借人と情報交換や面談等を行うことにより、経営状況や施設管理におけるリスクを把握し、賃借料の安定的な確保に努める。 (指標：定期巡回による全施設月1回の点検実施) (指標：全賃借人との情報交換のための</p>	<p><主な指標等> 1. 老朽化施設の保全 2. 騒音斉合施設の維持管理、移管に向けた業務のデジタル化及びシステムの最適化 3. 事業健全性の確保 4. 再開発整備事業の空き施設状況及び収支状況 <定量的指標> ・定期巡回による全施設月1回の点検実施 ・全賃借人との情報交換のための面談等 年1回以上</p>	<p><主要な業務実績> 〔1. 老朽化施設の保全〕 ○耐用年数を経過し老朽化の著しい騒音斉合施設については、耐震性能など安全性の観点も踏まえ、弁護士と相談のうえ、立退きを前提とした交渉を進めている。 なお、当該施設については、定期的な巡回点検等による安全確認を徹底し、適切な保全に取り組んでいる。 〔2. 騒音斉合施設の維持管理、移管に向けた業務のデジタル化及びシステムの最適化〕 ○令和3年度に新たに策定した「騒音斉合施設全体修繕計画」に基づいた大規模改修工事や修繕を行い、施設の継続的な安全性の確保と適切な維持管理を実施した。 【修繕計画に基づく修繕箇所】 ・大型施設2件 ホームセンター (防火シャッター改修、トイレ改修) ○全ての施設について、月1回の定期巡回による点検を実施した。 なお、定期巡回時は、外観の目視点検だけでなく、賃借人と面談することで、詳細な施設稼働状況や不具合箇所の把握に努めた。 また、台風が通過した後などには、緊急の巡回点検を行い、被害状況の確認を徹底した。 【緊急修繕等による修繕箇所】 ・大型施設4件 ホームセンター (排煙口修繕、泡消火設備修繕、自動ドア装置更新、電気錠設備修繕) ・大型施設以外4件 運送業（排煙窓修繕、照明設備修繕、ドアガラス入替） 建設業（電気設備修繕） ○福岡国際空港株式会社への業務移管を計画している騒音斉合施設のデータベースについて、引き続き保全状況や修繕記録の更新を進めた。 【定量的指標】</p>	<p><評定と根拠> 評定： B ・これまで、賃借人との面談を重ね、適宜、意向の確認や相談にも応じてきたところであり、令和3年度には弁護士立会いのもと定期賃貸借契約書（案）を提示して契約期間の終了日を明確に示してきたが、令和5年度も賃借人側の事情により立退きには至っていない。引き続き、弁護士と相談しながら交渉を継続するとともに耐震性及び修繕可能性調査の実施を含め、今後の方向性を検討していく。 ・修繕計画に基づいた計画的修繕により、騒音斉合施設に係る資産価値の維持向上を図ることができた。 また、予防保全（照明設備交換等）を行ったことで、資産の維持管理が適切に図られた。 ・定期巡回及び緊急巡回を行うことで、施設の不具合や劣化の有無・進行度合いを的確に把握することができ、この取組によって不具合箇所等の早期発見・緊急修繕に繋がり、施設の適切な維持管理が図られた。 ・物件データベースを適宜更新するとともに、組織内において当該情報の共有化を図ることで、計画的な修繕や緊急的に対応が必要な修繕業務において円滑かつ効率的に処理することができた。</p>	<p>評定</p>	

<p>・全賃借人との情報交換のための面談年1回以上 (前中期目標期間実績※ 全賃借人との面談等 年1回以上実施) ※ 前中期目標期間実績:平成30年度から令和3年度までの実績</p> <p><指標の考え方> ・定期巡回については、施設の不具合や劣化の有無を早期に把握し対処することができることから、前中期目標期間実績等を考慮し、同水準程度を維持するとの考えに基づき目標値を設定した。 ・全賃借人との情報交換のための面談については、経営状況や施設修繕等の要望の把握により貸付料滞納や急な退去等リスクに備えられることから、前中期目標期間実績等を考慮し、同水準程度を維持するとの考えに基づき目標値を設定した。</p>		<p>面談等 年1回以上)</p>		<p>「定期巡回による全施設月1回の点検実施」の実施率は100%であった。</p> <p>〔3. 事業健全性の確保〕 ○経営状況の悪化等による再開発整備事業への影響等に鑑み、全賃借人27者と面談を実施するとともに、第三者の調査機関等からの情報収集を行い、賃借人の経営状況を把握するための調査を行った。</p> <p>○国有地使用料の大幅な上昇に伴い、貸付料の増額が必要となった賃借人(6者)に対して、新型コロナウイルス感染症による影響が落ち着いたことを契機に貸付料の増額交渉を行った。</p> <p>○支払遅延に備え、毎月、貸付料の入金確認を行うことで、滞りなく納入期限内の賃料回収を行った。</p> <p>【定量的指標】 「全賃借人との情報交換のための面談等年1回以上」の実施率は100%であった。</p> <p>〔4. 再開発整備事業の空き施設状況及び収支状況〕 ○令和5年度末における保有施設30件、うち空き施設は0件である。結果、貸付料の安定的な収入を確保できた。また、収支状況については、施設の修繕等の適切な実施に努めた結果、経費率は90.4%であり、安定した収支の確保につながった。</p>	<p>・賃借人との面談及び調査機関等からの情報を分析することにより、賃借人の経営状況を詳細に把握することができ、貸付料滞納などのリスクに備えることができた。</p> <p>・日頃から賃借人とのコミュニケーションを通じ、多様な相談に真摯に応じてきた結果、円滑に手続きを進めることができ、対象6者のうち5者と貸付料の増額の変更契約を締結した。残りの1者については現在も継続して交渉中である。</p> <p>・定期的な入金確認により、支払遅延の発生を未然に防ぐことができた。</p> <p>これらの取組及び成果は、中期計画等における所期の目標を十分に達成したものと考えられるため、B評価とした。</p>	
---	--	-------------------	--	--	--	--

4. その他参考情報

予算額と決算額の差額の主な要因は、地価の上昇に伴い国有地使用料が増額したことによるもの。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1. (2)	住宅騒音防止対策事業		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第28条第1項第3号
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ												
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）				
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	5年度	6年度	7年度				5年度	6年度	7年度	
防音工事 (未実施)	—	—	0件						予算額(千円)	52,762		
防音工事 (告示日後)	—	—	0件						実績額(千円)	29,231		
更新工事①	—	—	28台						決算額(千円)	29,231		
更新工事① (告示日後)	—	—	3台						経常費用(千円)	56,238		
更新工事②	—	—	73台						経常利益(千円)	—		
更新工事② (告示日後)	—	—	6台						行政コスト(千円)	56,238		
更新工事③	—	—	42台						職員数(人)	3		
更新工事③ (告示日後)	—	—	0台									
更新工事④	—	—	38台									
問合せ件数 (うち処理済件数)	—	—	992件 (992件)									
更新工事交付決定 までの処理日数 60日以内	—		100%									

注) 予算額、実績額、決算額、経常費用、経常利益、行政コストは一般管理費（管理勘定）を除く。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>(2) 住宅騒音防止対策事業</p> <p>住宅騒音防止対策事業は、航空機騒音障害の緩和による生活環境の改善を目的として、騒音区域(第一種区域)指定の際に存在した住宅に対し、住民からの申請に基づき、国や関係自治体からの助成を受けて防音工事を行うとともに、当該工事により設置された空気調和機器の更新工事に対する助成を行う事業である。</p> <p>今後も、騒防法に基づく国からの補助事業として、関係自治体担当者との情報共有及び積極的な広報等の取組を通じて、事業を円滑かつ着実に実施することにより空港周辺住民の生活環境改善、事務処理の効率化等を図り、事業を着実に推進していくとともに、騒音対策区域の見直しに伴う業務増に備え、滑走路増設事業の進捗に合わせた具体的な手順等を明確にした上で、計画的に情報発信及び事務処理の効率化に向けた取組の強化を行うこと。</p> <p>【指標】 ・更新工事交付申請に対する交付決定までの処理日数 60日以内 (前中期目標期間実績※ 最長処理日数 59日)</p>	<p>(2) 住宅騒音防止対策事業</p> <p>「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭和42年法律第110号。以下「騒防法」という。)」に基づく国や関係自治体からの助成を行う事業として次のとおり取り組む。</p> <p>国及び関係自治体との情報共有、自治体広報誌への事業案内の掲載や窓口でのパンフレット等の配布による積極的な広報等を通じて、事業を円滑かつ着実に実施することにより空港周辺住民の生活環境改善を図る。</p> <p>また、事務処理の効率化等により補助金申請から交付決定までの日数の短縮を最大限図り、事業を着実に推進していく。</p> <p>さらに、騒音対策区域の見直しに伴う業務増に備え、国が行う地元対策を見ながら、滑走路増設事業の進捗に合わせた具体的な手順等を明確にした上で、計画的に情報発信及び事務処理の効率化に向けた取組の強化を行う。</p> <p>(指標：更新工事交付申請に対する交付決定までの処理日数 60日以内)</p>	<p>(2) 住宅騒音防止対策事業</p> <p>次の取組を行い、事業を着実に推進する。</p> <p>イ 国及び関係自治体と緊密な連携をとるとともに、情報の共有を行う。</p> <p>ロ 自治体広報誌への事業案内の掲載、関係自治体等の窓口での事業パンフレット配布、ホームページの適切な更新・改善等により積極的な事業制度の周知等の広報を行う。また、騒音対策区域の見直しに伴う業務増に備えるため、国と密に情報共有を行う。</p> <p>ハ 更新工事にかかる補助金交付決定事務の処理期間を短縮するため、事務処理の効率化等を図る。(指標：更新工事交付申請に対する交付決定までの処理日数 60日以内)</p>	<p><主な指標等></p> <p>1. 国及び関係自治体との連携</p> <p>2. 事業制度の周知及び騒音対策区域の見直しに伴う業務増の備え</p> <p>3. 事務処理の効率化及び補助金交付決定事務の事務処理の短縮</p> <p><定量的指標></p> <p>・更新工事交付申請に対する交付決定までの処理日数 60日以内</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>[1. 国及び関係自治体との連携]</p> <p>○事業の円滑かつ着実な実施に向けて、関係者のより一層の緊密な連携を図るため、関係自治体の担当者を対象に、「福岡空港住宅騒音防止対策事業担当者会議」を例年どおり開催して、事業の概要・制度等の説明及び質疑応答を行った。</p> <p>その他、「連絡協議会※」や「事業成果検査」の場も活用して、必要な情報提供を行った。</p> <p><福岡空港住宅騒音防止対策事業担当者会議></p> <p>・開催日：4月21日(金)</p> <p>・開催場所：空港周辺整備機構 会議室</p> <p>・出席者：福岡県、福岡市、大野城市、春日市、太宰府市、志免町、粕屋町、空港周辺整備機構</p> <p>・議題：令和4年度事業報告、令和5年度事業計画、情報共有等</p> <p>※連絡協議会の開催状況は46ページ参照</p> <p>[2. 事業制度の周知及び騒音対策区域の見直しに伴う業務増の備え]</p> <p>○これまで行ってきた新聞折込チラシや郵便局窓口現金封筒広告を廃し、更に効果的な周知を行うため令和5年度から対象地域を選定したポスティングを実施した(配布：6,018枚)。</p> <p>また、昨年に引き続き、マスクケースの配布も実施した。</p> <p>○関係自治体窓口や福岡市の共同利用会館に住宅騒音防止対策事業パンフレットの設置(補充)を行ったほか、当該会館では、事業の概要を記載したチラシを掲示した。</p> <p>○福岡市博多区、東区及び大野城市の広報誌に事業案内の記事を掲載した。</p> <p>・福岡市博多区 5回(4月・5月・7月・11月・2月号)</p> <p>東区 2回(7月・2月号)</p> <p>・大野城市 3回(5月・11月・2月号)</p> <p>○過去に防音工事を実施した事業対象者(79軒)に対し、更新の機会を逃さないようダイレクトメール(空調機器更新工事のご案内)を郵送した。</p> <p>・更新工事①(防音工事を実施後に更新工事を行っていない住宅) 59軒</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>・年度当初に毎年継続して、事業の概要・制度、予算等の説明を行うことで、自治体における事業の受付窓口の担当者が制度や手続き方法等について理解が深められ、円滑に事業を執行することができた。</p> <p>・ポスティングを実施した住民からの問合せは47件、申請については14件行われるなど一定の効果が得られた。</p> <p>なお、ポスティングは、今回、機構として初めての試みであったが、対象地域・世帯を選定して配布したことで、より効果的な広報となった。</p> <p>・パンフレットの設置(補充)やチラシを掲示することで、より多くの住民に継続的に制度を周知することができた。</p> <p>・広報誌を見た住民からの問合せは27件であり、事業制度を未だ知らない方からの問合せもあるなど、信頼性のある自治体広報誌の情報ということで一定の効果があつた。</p> <p>・ダイレクトメールの郵送を行った住民からの問合せは4件、申請1件であり、ダイレクトメールを郵送する際に自治体広報誌の発行時期と合わせたことで、相乗効果による一定の効果があつた。</p>	<p>評定</p>	

<p><指標の考え方></p> <p>・更新工事交付申請に対する交付決定までの処理日数については、交付申請書類の審査及び検査並びに国への資金請求手続きに必要な日数を勘案したうえで、前中期目標期間実績等を考慮し、同水準程度を維持するとの考えに基づき目標値を設定した。</p>				<p>・更新工事④(更新工事②実施後に次の更新工事を行っていない単身世帯住宅) 19軒</p> <p>・更新工事④(更新工事③実施後に次の更新工事を行っていない住宅) 1軒</p> <p>○住宅騒音防止対策事業に関する相談等の問合せ件数は992件で、そのうち苦情は24件だったが、いずれの苦情についても迅速かつ丁寧に対応し、継続中の案件はない。</p> <p>なお、電話対応にあたってはサービス向上や苦情対策等のため、通話録音システムを活用し対応力の向上に努めている。</p> <p>○福岡国際空港株式会社・福岡県・福岡市・国が増設滑走路の供用に向けた情報共有等の場として設置している「福岡空港増設滑走路供用に向けた連絡会」について、環境対策の観点を踏まえ、第2回開催(令和5年12月21日)から当機構の理事長にも出席が求められ、意見交換を行った。今後も継続して参加することとしている。</p> <p>[3. 事務処理の効率化及び補助金交付決定事務の事務処理の短縮]</p> <p>○補助金交付決定に係る事務処理を効率化・迅速化するため、</p> <p>・申請受付時</p> <p>受付時に不備のあった申請書については、当日中に申請者へ電話連絡し、修正内容がわかる書類を同封の上返送</p> <p>・交付決定時</p> <p>進捗表を作成し、申請受付から交付決定までの計画及び処理状況を職員間で随時共有することで、複数の職員での事務処理が可能となり業務の空白期間を解消し、期首と比較して処理期間の短縮などの取組を行った。</p> <p>【定量的指標】</p> <p>「更新工事交付申請に対する交付決定までの処理日数60日以内」の達成率は100%であった。</p>	<p>・申請者等からの苦情・意見を踏まえ、ダイレクトメールの発送時期を申請期間初期に早め、また広報誌への掲載内容の見直し(購入後の申請は補助対象外を明記)を行い、円滑な事業推進につなげることができた。</p> <p>また、電話対応時に通話内容を録音することにより、相談内容の聞き漏らしやトラブルの未然防止、また、情報共有による窓口対応力の向上を図ることができた。</p> <p>・連絡会において、福岡空港の現状及び需要を把握するとともに、騒音対策区域の見直しに伴う今後の進め方について関係者間で認識の共有を図ることにより、区域見直しに伴う業務増に備えて、どのような事前準備、取組等を実施しなければならないのか、確認することができた。</p> <p>また、増設滑走路供用に向けた広報に関し、広報のあり方を検討する部会が立ち上げられることとされており、当機構もメンバーとして参加し、当部会においても、騒音対策区域見直しに伴う申請数増加を見据えた情報提供のあり方を検討することとしている。</p> <p>・申請書が不備の場合、修正箇所をわかりやすく説明した資料を返送することで、申請者の修正に要する負担が軽減されるとともに、担当者においても、再確認時の修正箇所の把握が容易となり、交付決定までの時間が短縮された。</p> <p>更に、進捗表の活用により、処理状況の共有・管理が可能となったことから、申請数169件全てにおいて目標日数の60日以内に交付決定が行われ(最長処理日数49日)、事務処理の効率化が図られた。なお、平均処理日数は30.0日である。</p> <p>・過去5年間の最長処理日数推移</p> <table border="1"> <tr><td>令和元年度</td><td>57日</td></tr> <tr><td>令和2年度</td><td>59日</td></tr> <tr><td>令和3年度</td><td>49日</td></tr> <tr><td>令和4年度</td><td>54日</td></tr> <tr><td>令和5年度</td><td>49日</td></tr> </table> <p>・過去5年間の平均処理日数推移</p> <table border="1"> <tr><td>令和元年度</td><td>27.8日</td></tr> <tr><td>令和2年度</td><td>25.9日</td></tr> <tr><td>令和3年度</td><td>24.3日</td></tr> <tr><td>令和4年度</td><td>26.3日</td></tr> </table>	令和元年度	57日	令和2年度	59日	令和3年度	49日	令和4年度	54日	令和5年度	49日	令和元年度	27.8日	令和2年度	25.9日	令和3年度	24.3日	令和4年度	26.3日	
令和元年度	57日																							
令和2年度	59日																							
令和3年度	49日																							
令和4年度	54日																							
令和5年度	49日																							
令和元年度	27.8日																							
令和2年度	25.9日																							
令和3年度	24.3日																							
令和4年度	26.3日																							

						令和5年度 30.0日	
						これらの取組及び成果は、中期計画等における所期の目標を十分に達成したものと考えられるため、B評価とした。	

4. その他参考情報							
予算額と決算額の差額の主な要因は、申請予定数に対し実際の申請等が少なかったことによるもの。							

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1. (3)	移転補償事業		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第28条第1項第4号
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」（空港周辺住民の生活基盤である住居等について、申請のあった物件の着実な移転により、移転申請をした住民の生活環境の改善に資すること、また、25年閣議決定において、業務の民間委託に向けて業務の適正かつ円滑な実施を確保するとされているため）		関連する政策評価・行政事業レビュー

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	5年度	6年度	7年度				5年度	6年度	7年度		
実績(現年分)									予算額(千円) (うち繰越分(千円))	296,304			
土地	—	—	3件 446.93㎡						実績額(千円) (うち繰越分(千円))	254,550			
建物等	—	—	2件						翌年度への繰越額(千円)	48,728			
									決算額(千円)	205,822			
実績(繰越分)									経常費用(千円)	85,477			
土地	—	—	1件 335.71㎡						経常利益(千円)	—			
建物等	—	—	1件						行政コスト(千円)	85,477			
									職員数(人)	6			
照会・相談件数 (うち処理済件数)	—	—	44件 (44件)										
測量等の調査開始 から契約までの日数 原則270日以内	—		100%										

注) 予算額、実績額、決算額、経常費用、経常利益、行政コストは一般管理費（管理勘定）を除く。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>(3) 移転補償事業 移転補償事業は、航空機騒音障害の緩和による生活環境の改善を目的として、国からの委託契約に基づき、騒音区域(第二種区域)の指定の際に存在した建物や土地について、所有者等からの申請に基づき、その建物の移転補償や土地の買入れを行う事業である。</p> <p>今後も、騒防法に基づく国からの委託事業として、地域と空港の共生に貢献する観点から、関係自治体担当者との情報共有及び効果的な広報等の取組を通じて、事業を円滑かつ着実に実施することにより空港周辺住民の生活環境改善、事務処理の効率化等を図り、事業を着実に推進していくとともに、騒音対策区域の見直しに伴う業務増に備え、滑走路増設事業の進捗に合わせた具体的な手順等を明確にした上で、情報発信及び事務処理の効率化に向けた取組の強化について、重点的かつ計画的に行うこと。</p> <p>【指標】 ・申請後の測量等の調査開始から契約までの日数 原則 270 日以内 (前中期目標期間実績※ 最長処理日数 268 日)</p> <p><指標の考え方> ・申請者や周辺住民との合意形成を図りつつ、着実な事業の進捗のため、必要な調査期間を確保することから、前中期目標期間</p>	<p>(3) 移転補償事業 騒防法に基づく国からの受託事業として次のとおり取り組む。</p> <p>地域と空港の共生に貢献するため、測量等の調査や申請者との契約交渉などのスケジュール管理、事務処理の効率化により契約締結までの日数を最大限図る。</p> <p>また、出資者である国及び関係自治体との情報共有、自治体広報誌への事業案内の掲載や窓口でのパンフレット等の配布による効果的な広報、移転補償にかかる各種相談への対応により、円滑かつ着実な事業の実施を図る。</p> <p>さらに、騒音対策区域の見直しに伴う業務増に備え、国が行う地元対策を見ながら、滑走路増設事業の進捗に合わせた具体的な手順等を明確にした上で、計画的に情報発信及び事務処理の効率化に向けた取組の強化を行う。</p> <p>(指標：申請後の測量等の調査開始から契約までの日数 原則 270 日以内)</p>	<p>(3) 移転補償事業 騒防法に基づく国からの受託事業として、契約締結までの日数を最大限図り、円滑かつ着実に事業を実施するため、次のとおり取り組む。</p> <p>イ 土地の測量や建物等調査、不動産鑑定評価、申請者との打合せや契約協議等のスケジュール管理を徹底し、契約締結までの日数短縮に取り組むとともに、各種調査の集中的な発注等により事務処理の効率化を図る。</p> <p>ロ 国及び関係自治体との情報共有、及び自治体広報誌への事業案内の掲載や公共施設窓口での事業パンフレット配布、移転補償跡地のフェンスを利用した横断幕(事業案内)の設置、ホームページ等による広報を実施するとともに、国の実施した従前の調査データを活用して、横断幕の設置場所を選定する等、周知対象エリアを絞った効果的な情報発信を行う。また、騒音対策区域の見直しに伴う業務増に備えるため、国と密に情報共有を行う。</p> <p>ハ 移転補償対象物件の照会や移転補償にかかる各種相談へ適切に対応するほか、申請者の利便性や理解に資するよう、必要に応じ移転補償手続を解説した資料(「しおり」等)の見直しを行う。</p> <p>(指標：申請後の測量等の調査開始から契約までの日数 原則 270 日以内)</p>	<p><主な指標等> 1. 事業の実施状況、スケジュール管理の徹底及び事務処理の効率化 2. 広報等の実施、計画的な情報発信及び騒音対策区域の見直しに伴う業務増の備え 3. 各種相談への対応及び申請者の利便性の向上</p> <p><定量的指標> ・申請後の測量等の調査開始から契約までの日数原則 270 日以内</p>	<p><主要な業務実績> 〔1. 事業の実施状況、スケジュール管理の徹底及び事務処理の効率化〕 ○全 4 件の申請については、機構が実施する測量等作業の進捗管理及び申請者が実施する建物・工作物の撤去作業に関して、申請者と連絡調整を密に行い、円滑かつ効率的に事業を進め、令和 6 年 2 月までに 4 件全ての契約を締結し、翌 3 月までに土地の所有権移転を完了した。</p> <p>○申請事案が円滑に進むよう、予め申請者とのスケジュール調整を密に行い作成した個別のスケジュール表を活用するとともに、測量・建物等調査・不動産鑑定について集中的な発注を行い、事務処理の効率化に引き続き取り組んだ。</p> <p>【定量的指標】 「申請後の測量等の調査開始から契約までの日数原則 270 日以内」の達成率は 100%であった。</p> <p>〔2. 広報等の実施、計画的な情報発信及び騒音対策区域の見直しに伴う業務増の備え〕 ○事業案内について、これまでも実施している自治体(福岡市・大野城市)広報誌への掲載や、地域住民の方々の目に触れる機会が増えるよう、例年事業対象区域の公民館、共同利用会館へ事業案内チラシを随時設置しており、令和 5 年度においてもチラシの補充を行い、継続した広報活動に取り組んだ。</p> <p>○移転補償事業対象区域の住民に対し、事業の実施状況を周知するため設置している横断幕については、第 4 期中期より実施を継続して、現在までに 3 箇所を設置を行っている。令和 5 年度は更なる広報活動の強化として、これに加えて、新たに 3 箇所を選定し追加設置を行った。</p> <p>○福岡国際空港株式会社・福岡県・福岡市・国が増設滑走路の供用に向けた情報共有等の場として設置している「福岡空港増設滑走路供用に向けた連絡会」について、環境対策の観点を踏まえ、第 2 回開催(令和 5 年 12 月 21 日)から当機構の理事長にも出席が求められ、意見交換を行った。今後も継続して参加することとしている。</p>	<p><評定と根拠> 評定： B</p> <p>・機構発注調査等に伴う申請者との連絡調整や現場立会のほか、申請者による建物等撤去工事の打合せ等の機会を利用して、申請者と進捗状況の確認、調整を行い、着実に事業を進めることができた。</p> <p>これにより、空港周辺住民の生活環境の一層の向上を図ることができた。</p> <p>・個別のスケジュール表に基づき、契約締結までに必要なスケジュール管理を徹底し、作業を迅速かつ適切に対応することにより、測量等調査開始から契約締結までの日数を、申請件数 4 件の全てにおいて目標日数の 270 日以内に手続きが行われ(最長処理日数 235 日、平均処理日数 178 日)、事務処理の効率化が図られた。</p> <p>・公民館等へのチラシの設置、自治体広報誌への事業案内の掲載、及び横断幕の設置による継続的な広報活動に加え、更なる広報活動の強化として横断幕の追加設置を実施した結果、令和 5 年度における移転補償事業の可否に関する照会は 44 件となっており、横断幕を設置し始めた昨年とほぼ同等数の結果(一昨年は 23 件)であり、継続的な広報活動による効果が得られた。また、44 件のうち 17 件が事業対象であった。</p> <p>・連絡会において、福岡空港の現状及び需要を把握するとともに、騒音対策区域の見直しに伴う今後の進め方について関係者間で認識の共有を図ることにより、区域見直しに伴う業務増に備えて、どのような事前準備、取組等を実施しなければならないのか、確認することができた。</p> <p>また、増設滑走路供用に向けた広報に関し、</p>	<p>評定</p>	

<p>実績等を考慮し、同水準程度を維持するとの考えに基づき目標値を設定した。</p>				<p>○騒音対策区域の見直しに伴う業務増に備え申請件数の平準化を図るため、令和5年度は新たな広報活動の実施に向けたポスティング用のチラシを作成するとともに、国と調整を行った上で機構独自に土地・家屋実態調査を行った。</p> <p>〔3. 各種相談への対応及び申請者の利便性の向上〕</p> <p>○申請者の利便性や理解に資するよう、移転補償手続きを解説した資料（移転補償の「しおり」）の見直しを行うとともに、ホームページ閲覧者（申請者）に対して、より分かり易くホームページの見直しを行い、正確な情報発信に努めた。</p> <p>○移転補償事業にかかる各種相談（申請、境界確定、建物撤去など）について、引き続き迅速かつ適切に対応した。特に移転補償希望者には、移転補償手続き（制度説明、書類の作成含む）などの説明を、より丁寧に対応した。</p>	<p>広報のあり方を検討する部会が立ち上げられることとされており、当機構もメンバーとして参加し、当部会においても、騒音対策区域見直しに伴う申請数増加を見据えた情報提供のあり方を検討することとしている。</p> <p>・土地家屋実態調査により最新の登記情報に基づく移転補償対象地の実態を把握することができた。令和6年度は、この調査データを活用して対象範囲を精査のうえポスティングを実施することとしており、あわせてその効果について検証し、情報発信の強化を図っていく。</p> <p>・ホームページへ掲載中の「移転補償の手続き」について、閲覧者（申請者）に対してより分かり易い内容にすることを目的として、補足追記等を施した。また、移転補償に関わる税制の一部改正に伴い、ホームページ及び移転補償のしおりの見直しを迅速に行った結果、申請者の誤認識や、ミスリード等の未然防止に資することができた。</p> <p>・相談件数のうち移転補償事業の対象可否に関する照会は44件であり、うち17件が事業対象であったため、移転補償手続きの制度説明や、申請手順について、懇切丁寧に対応した結果、そのうち5件の方が移転補償を希望され、申請を受け付けた。また、令和4年度の間合せのうち、移転補償を継続検討されている方へ、移転補償手続き（制度説明、書類の作成を含む）について、引き続き丁寧な説明を行った結果、令和5年度に2件の申請を受け付けることとなった。</p> <p>これにより今年度は、合計7件の申請を受け付ける結果となった。（昨年度3件）</p> <p>これらの取組及び成果は、中期計画等における所期の目標を十分に達成したものと考えられるため、B評価とした。</p>	
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

予算額と決算額の差額の主な要因は、一般競争入札における入札差金及び移転補償事業の一部が申請者の理由により翌年度へ繰越となったことによるもの。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1. (4)	緑地造成事業		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第28条第1項第1号
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	5年度	6年度	7年度				5年度	6年度	7年度		
造成面積	—	—	776 m ²						予算額（千円）	23,281			
									実績額（千円）	11,527			
									決算額（千円）	11,527			
									経常費用（千円）	18,320			
									経常利益（千円）	—			
									行政コスト（千円）	18,320			
									職員数（人）	1			

注) 予算額、実績額、決算額、経常費用、経常利益、行政コストは一般管理費（管理勘定）を除く。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>(4) 緑地造成事業 緑地造成事業は、騒音区域（第三種区域）において、航空機騒音障害の緩和による生活環境の改善を目的とし、移転補償事業により国が取得した土地について、国からの委託契約に基づき緩衝緑地帯の整備を行う事業である。</p> <p>今後も、騒防法に基づく国からの委託事業として、地域と空港の共生に貢献する観点から、航空機騒音障害の緩衝帯である緑地造成について、事務処理の効率化等を図り、事業を着実に推進していくこと。</p>	<p>(4) 緑地造成事業 騒防法に基づく国からの受託事業として、地域と空港の共生に貢献するため、航空機騒音障害の緩衝帯である緑地造成について、事務処理の効率化等を図り、事業を着実に推進していく。</p>	<p>(4) 緑地造成事業 次の取組を行い、事業を着実に推進する。</p> <p>イ 移転補償事業により取得した土地約0.1haについて造成・植栽を確実に実施する。</p> <p>ロ 事務処理の効率化を図るため、設計業務及び造成・植栽までをスケジュール管理し確実に実行。</p>	<p><主な指標等></p> <p>1. 事業の実施状況 2. 事業実施／予算執行状況 3. 事務処理の効率化及び確実なスケジュール管理</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>[1. 事業の実施状況、2. 事業実施／予算執行状況] ○国が買収した移転補償跡地について、国からの委託を受け、年度計画どおり約0.1ha（1箇所 776㎡）の造成・植栽を着実に実施した。また、次年度（1箇所 666㎡）の円滑な事業実施のため、測量設計業務に取り組んだ。</p> <p>[3. 事務処理の効率化及び確実なスケジュール管理] ○地元自治会及び空港事務所（造成後の緑地管理者）との調整を綿密に行い、意見や要望を踏まえ、測量設計業務を実施した。</p> <p>○測量設計業務に係る進捗管理等のチェックリストを作成し、検討項目の漏れ防止及び作業工程の進捗状況の把握を行い、スケジュール管理を的確に行った。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定： B</p> <p>・緩衝緑地帯を整備することで、緑地が持つ騒音及び排気ガスの低減・緩和機能や修景機能の向上が図られ、周辺住民の生活環境の改善に寄与することができた。</p> <p>・施工方法や作業工程等について地域住民や関係機関との調整を綿密に行い、地元自治会及び管理者の意見等に配慮することで、円滑かつ着実に事業を実施することができた。</p> <p>・緩衝緑地帯に植栽する樹木など、設計上の品質・状態を如何に確保するかについて、受注者側と共有するとともに進捗管理を徹底したことで、事業を確実に実施することができた。</p> <p>これらの取組及び成果は、中期計画等における所期の目標を十分に達成したものと考えられるため、B評価とした。</p>	評価	

4. その他参考情報
<p>予算額と決算額の差額の主な要因は、一般競争入札における入札差金によるもの。</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2. (1) ①	業務改善の取組 業務運営の効率化		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	5年度	6年度	7年度			(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—		—	—					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>(1) 業務改善の取組 ①業務運営の効率化 現体制の下、人材の確保・育成、技術の承継により組織を一層活性化するとともに、将来の事業見込み等にも留意しつつ更なる業務の見直しを行い効率的な事業執行を図ること。</p>	<p>(1) 業務改善の取組 ①業務運営の効率化 現体制の下、人材の確保・育成、技術の承継により組織を一層活性化するとともに、将来の事業見込み等にも留意しつつ更なる業務の見直しを行い効率的な事業執行を図る。 イ 人材の確保については、出向元である国、福岡県及び福岡市との綿密な人事調整を行い、空港周辺環境対策事業の円滑な運営に必要な専門的能力及び知識を有する役職員を確保する。 ロ 外部講師による研修の実施や外部研修への参加等により、職員の育成を促進し、効率的な業務運営、組織の活性化を図る。 ハ 出向元である国、福岡県及び福岡市から新たに配属された職員への機構の事業全体像についての研修の開催や、最新の規則規程についても組織内のイントラネットで閲覧できる状態にし、効率的に知識、情報及び技術を承継していく。</p>	<p>(1) 業務改善の取組 ①業務運営の効率化 現体制の下、人材の確保・育成、技術の承継により組織を一層活性化するとともに、将来の事業見込み等にも留意しつつ更なる業務の見直しを行い効率的な事業執行を図る。 イ 人材の確保については、出向元である国、福岡県及び福岡市との綿密な人事調整を行い、空港周辺環境対策事業の円滑な運営に必要な専門的能力及び知識を有する役職員を確保する。 ロ 外部講師による研修の実施や外部研修への参加等（オンライン研修・eラーニングを含む。）により、職員の育成を促進し、効率的な業務運営、組織の活性化を図る。 ハ 出向元である国、福岡県及び福岡市から新たに配属された職員に対して機構の使命や役割を一人一人に浸透させるため、事業全体像についての研修の開催や、最新の規則規程類、会議資料や研修資料についても組織内のイントラネット（情報共有サイト）で閲覧できる状態にし、効率的に知識、情報及び技術を承継していく。</p>	<p><主な指標等> 1. 国（航空局）、福岡県及び福岡市との人事調整 2. 外部講師等による研修の実施や外部研修への参加（オンライン研修・eラーニングを含む。） 3. 効率的な知識、情報及び技術の承継</p>	<p><主要な業務実績> 〔1. 国（航空局）、福岡県及び福岡市との人事調整〕 ○事業運営に必要な専門的能力及び知識を有する人材を確保するため、出向元である国（航空局）及び地方自治体（福岡県・福岡市）と、適時人事調整を行った。 ○業務運営の効率化及び業務の質の向上を図るため、専門職種の職員が課の垣根を越えて工事における積算業務にアドバイスを行う等、各事業に専門職種の技術力や知見を有効に活用した。 〔2. 外部講師等による研修の実施や外部研修への参加（オンライン研修・eラーニングを含む。）〕 ○職員の育成を促進し、効率的な業務運営、組織の活性化を図るため、オンライン・eラーニング・講義形式による研修を実施した。 また、職員のスキルアップと意識改革を図るため、各種外部研修への積極的な参加を促した結果、計 36 回の外部研修に参加した。 〔3. 効率的な知識、情報及び技術の承継〕 ○4 月下旬、新たに配属された職員 10 名を対象に、新規採用職員研修を実施した。 ○機構内イントラネット掲示板を活用し、全職員共通の情報として研修・委員会資料、規程類を掲載している。 また、各課で作成している最新版の業務フローチャート・リスク管理表等を共有し、必要な情報をいつでも確認できる環境を整えた。 これらの情報を定期的に確認するとともに、逐次内容の更新や改善を行った。</p>	<p><評定と根拠> 評定： B ・国、福岡県、福岡市と適時人事調整を行い、事業運営に必要な人材を確保することができた。 ・積算業務や仕様内容の検討において、専門職種の職員間の連携も図りながら助言を得つつ業務を効率的に進めた。 ・積極的な研修参加を促したことが、職員のスキルアップにつながり、結果として、組織の活性化を進めることができた。 ・機構内イントラネット掲示板にて、会議資料や研修資料等のうち利用価値の高い情報の共有を行い、全職員が閲覧可能とすることで職員のスキルアップへ繋げるなど、業務の質の向上に寄与するとともに、機構内イントラネットの活用を推進し、必要な情報へのアクセスを容易にすることで業務の効率化を進めることができた。 以上により、中期計画等を十分に達成しているものと判断し、B評価とした。</p>	<p>評価</p>	

4. その他参考情報

--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2. (1) ②	業務改善の取組 事業費の効率化		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	5年度	6年度	7年度			(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
事業費(予算額)(千円)	前中期目標期間の最終年度比で3%以上に相当する額を削減	13,974	13,055					
上記削減率(%)		—	6.5%					
達成度		—	—	—				年度計画で数値を定量化していないため、中期計画最終年度において達成度の算出を行う。
事業費(実績額)(千円)		10,682	11,261					

注) 事業費は、再開発整備事業、住宅騒音防止対策事業、移転補償事業、緑地造成事業に係る所要額計上を必要とする経費を除く。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
②事業費の効率化 事業費(再開発整備事業、住宅騒音防止対策事業、移転補償事業、緑地造成事業に係る所要額計上を必要とする経費を除く。)については、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度比で3%程度に相当する額を削減すること。	②事業費の効率化 事業費(再開発整備事業、住宅騒音防止対策事業、移転補償事業、緑地造成事業に係る所要額計上を必要とする経費を除く。)については、事業執行方法の改善等を通じて効率化を推進し、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度(令和4年度)比で3%以上に相当する額を削減する。	②事業費の効率化 事業費(再開発整備事業、住宅騒音防止対策事業、移転補償事業、緑地造成事業に係る所要額計上を必要とする経費を除く。)については、中期計画で定められた削減率を達成すべく引き続き事業の効率的かつ合理的な執行に努める。	<主な指標等> 1. 事業費の削減状況	<主要な業務実績> [1. 事業費の削減状況] ○令和5年度予算については、引き続き事務処理の効率化等による経費の節減に努めた。なお、事業費の予算額は第4期中期目標期間最終年度(令和4年度)比で6.5%減とした。	<評価と根拠> 評価: B 計画及び業務実績のとおり経費の削減を行っており、B評価とした。	評価	

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2. (1) ③	業務改善の取組 一般管理費の効率化		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	5年度	6年度	7年度			(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費(予算額)(千円)	前中期目標期間の最終年度比で9%以上に相当する額を削減	68,150	67,488					
上記削減率(%)		—	0.9%					
達成度		—	—	—				年度計画で数値を定量化していないため、中期計画最終年度において達成度の算出を行う。
一般管理費(実績額)(千円)		59,687	62,383					

注) 一般管理費は、人件費及び特殊要因により増減する経費を除く。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	
	<p>③一般管理費の効率化 一般管理費（人件費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度比で9%程度に相当する額を削減すること。</p>	<p>③一般管理費の効率化 一般管理費（人件費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、業務運営の効率化を図ることにより、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度（令和4年度）比で9%以上に相当する額を削減する。</p>	<p>③一般管理費の効率化 一般管理費（人件費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、中期計画で定められた削減率を達成すべく、引き続き事業の効率的かつ合理的な執行に努める。</p>	<p><主な指標等> 1. 一般管理費の削減状況</p>	<p><主要な業務実績> 〔1. 一般管理費の削減状況〕 ○令和5年度予算については、事務諸費等の節減により、第4期中期目標期間最終年度（令和4年度）比で0.9%減とした。</p>	<p><評定と根拠> 評定： B 計画及び業務実績のとおり経費の削減を行っており、B評価とした。</p>	<p>評定</p>	

4. その他参考情報	

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2. (1) ④	契約の適正化・調達合理化		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	5年度	6年度	7年度			(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—		—	—					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>④契約の適正化・調達 の合理化 「独立行政法人に おける調達等合理化 の取組の推進につ いて」(平成27年5月25 日総務大臣決定)等を 踏まえ、引き続き、契 約の適正化を推進し、 公正かつ透明な調達 手続による、適切で迅 速かつ効果的な調達 を実現する観点から、 機構内の推進体制を 整備し、外部有識者等 による契約監視委員 会を活用するととも に、毎年度「調達等合 理化計画」を策定・公 表し、年度終了後、実 施状況について評価・ 公表を行うこと。ま た、一般競争入札等を 原則としつつも、随意 契約によることができ る事由を会計規程等 において明確化し、 公正性・透明性を確保 しつつ合理的な調達 を実施すること。</p>	<p>④契約の適正化・調達 の合理化 「独立行政法人に おける調達等合理化 の取組の推進につ いて」(平成27年5月25 日総務大臣決定) 等を踏まえ、引き続 き、契約の適正化を推 進し、公正かつ透明な 調達手続による、適切 で迅速かつ効果的な 調達を実現する観点 から、機構内の推進 体制を整備し、外部 有識者等による契約 監視委員会を活用す るとともに、毎年度 「調達等合理化計画」 を策定・公表し、年 度終了後、実施状況 について評価・公表 を行う。 また、一般競争入札 等を原則としつつも、 随意契約によること ができる事由を明確 化した会計規程等を 遵守し、公正性・透 明性を確保しつつ合 理的な調達を実施す る。 なお、新たに競争性 のない随意契約を締 結する全ての案件に ついて、機構内に設 置する入札及び契約 事項審査会による事 前点検を行う。</p>	<p>④契約の適正化・調達 の合理化 「独立行政法人に おける調達等合理化 の取組の推進につ いて」(平成27年5月25 日総務大臣決定) 等を踏まえ、引き続 き、契約の適正化を推 進し、公正かつ透明な 調達手続による、適切 で迅速かつ効果的な 調達を実現する観点 から、機構内の推進 体制を整備し、外部 有識者等による契約 監視委員会を活用す るとともに、毎年度 「調達等合理化計画」 を策定・公表し、年 度終了後、実施状況 について評価・公表 を行う。 また、一般競争入札 等を原則としつつも、 随意契約によること ができる事由を明確 化した会計規程等を 遵守し、公正性・透 明性を確保しつつ合 理的な調達を実施す る。 なお、新たに競争性 のない随意契約を締 結する全ての案件に ついて、機構内に設 置する入札及び契約 事項審査会による事 前点検を行う。 調達等合理化計画 においては、一般競 争入札等の競争性の ある契約について、 施工箇所を取りまと めて発注するほか、 仕様書や、入札説明 書、入札参加資格要 件等の継続的な見直 しを実施し、競争性 ・透明性が確保され るよう努める。</p>	<p><主な指標等> ■重点的に取り組む分野 1. 施工箇所等の取りま とめ <当該取組の実施状況> 2. 仕様書、入札説明書、 入札参加資格要件及び公 告期間の継続的見直し <当該取組の実施状況></p>	<p><主要な業務実績> ■重点的に取り組む分野 〔(1). 施工箇所等の取りま とめ〕 同業種の工事や業務委託等につ いては、発注時期を勘案した上で、 施工箇所が複数に点在していても 関係者に不利益とならない範囲で 一括発注とすることにより合理的な 調達実施に取り組んだ。 なお、一括発注の判断は、発注課 において検討した結果を、入札及 び契約事項審査会において確認す ることにより行った。 【事例1】福岡空港周辺における 移転補償事業に係る建物調査業務 3箇所に点在する対象地を一括発 注することにより、入札参加者は 5者、予定価格9,559千円に 対し落札価格5,478千円(落札 率57.3%)となった。 【事例2】福岡空港周辺における 移転補償事業に係る土地履歴調 査業務 4箇所に点在する対象地を一括発 注することにより、入札参加者は 4者、予定価格2,552千円に 対し落札価格2,035千円(落 札率79.7%)となった。 〔(2). 仕様書、入札説明書、 入札参加資格要件及び公告期間 の継続的見直し〕 一般競争入札については、仕様書 に業務内容を可能な限り具体的に 記載して入札参加に必要な十分 な情報を提供することにより、入 札案件の競争性、公平性及び透 明性を高め、新規事業者の参 入促進に取り組んだ。 また、既存のルールを遵守し つつ、同業種区分内で複数の等 級を対象とする入札参加資格要 件(ランク)の緩和を行うととも に、業務内容や規模に応じて公 告期間を十分確保すること により、競争性の確保に取 組んだ。 【事例1】福岡空港周辺における 移転補償事業に係る地積測量図 作製等業</p>	<p><評定と根拠> 全体評定：B 総合的に判断し、全体評価をB 評価とする。 (個別評定：B) 施工箇所の取りまとめについては、 発注時期が近く、複数箇所に 点在していても施工業者に不 利益とならない範囲でまとめて 発注するなど合理的な調達を行 った結果、一定程度競争性を 確保することができ、また落 札価格を比較的安く抑えるこ とができた。 従前からの取組であることを 踏まえ、B評価とする。 (個別評定：B) 一般競争入札について、入札 参加に必要な十分な情報の提 供や公告期間の確保、入札 参加資格要件の緩和、アンケ ート結果の反映等の取組によ り、入札案件の競争性、公平 性及び透明性を高めた。 従前からの取組であることを 踏まえ、B評価とする。</p>	<p>評定</p>	

				<p>3. 建設工事の発注における余裕期間制度の活用 ＜当該取組の実施状況＞</p>	<p>務 予定価格に対応する入札参加資格要件がC等級相当であったが、競争性を高めるためD等級も加えて入札を行ったところ、入札に参加した3者全てがD等級であった。 【事例2】福岡空港周辺における移転補償事業に係る土地履歴調査業務 予定価格に対応する入札参加資格要件がB等級相当であったが、A等級も加えて入札を行ったところ、入札に参加した者4者中2者がA等級であった。</p> <p>さらに、従前より全ての入札説明書交付申請者に対しアンケートを依頼し、入札参加を見送った者の回答を中心に、入札参加資格要件や公告期間等の適切性を検証し、必要に応じて次回以降の発注時に反映させることとしている。</p> <p>〔(3). 建設工事の発注における余裕期間制度の活用〕 建設工事の発注にあたっては、他の受注業務との工期の重複や作業員を確保できないことによる入札参加の見送りを防止するため、余裕期間制度(※)を積極的に活用し、柔軟な工期の設定等を通じて作業員を確保できるようにした。</p> <p>(※) 工期の30%を超えず、かつ、4ヶ月を超えない範囲内で余裕期間を設定して発注し、工事の始期(工事開始日)もしくは終期(工事完了期限日)を発注者が指定、または、受注者が選択できる制度。当機構では「任意着手方式」を採用し、当機構が示した工事着手期限までの間で、受注者が工事の始期を選択する方法とした。</p> <p>令和5年度に一般競争入札により発注した建設工事全てにおいて余裕期間制度を適用し、その結果、一者応札や入札参加申請者のいない案件はなかった。</p>	<p>(個別評定：B) 建設工事の発注にあたり、余裕期間制度を積極的に活用し、他の受注業務との工期の重複や作業員を確保できないことによる入札参加の見送りの防止に努めたことで競争性が確保された。 従前からの取組であることを踏まえ、B評価とする。</p>	
				<p>4. 建設工事における技術者配置要件の緩和 ＜当該取組の実施状況＞</p>	<p>〔(4). 建設工事における技術者配置要件の緩和〕 他の受注業務との工期の重複や現場技術者を確保できないことによる入札参加の見送りを防止するため、国土交通省の通達に基づき、特定の要件を満たす場合に限り、営業所に常勤し</p>	<p>(個別評定：B) 建設工事の発注にあたり、技術者配置要件の緩和を積極的に行い、他の受注業務との工期の重複や現場技術者を確保できないことによる入札参加の見送りの防止に努めたことで競争性が確保された。 従前からの取組であることを踏まえ、B</p>	

				<p>て専らその職務に従事することを要する営業所専任技術者が現場技術者を兼務できるようにした。</p> <p>令和 5 年度に一般競争入札により発注した建設工事全てにおいて技術者配置要件の緩和を行い、その結果一者応札や入札参加申請者のいない案件はなかった。</p> <p>〔(5). 測量及び設計業務における技術者要件の緩和〕 緑地造成事業に係る測量及び設計業務において、管理技術者及び照査技術者の要件に適合しないことによる入札参加の見送りを防止するため、国土交通省土木設計共通仕様書に基づき、従来有資格者のみであった技術者要件を緩和し、同等の能力と経験を有する技術者でも担えるようにした。</p> <p>令和 5 年度に一般競争入札により発注した緑地造成事業に係る測量及び設計業務において技術者要件の緩和を行い、一者応札や入札参加申請者のいない案件とはならなかった。</p> <p>〔(6). 建設業界紙への入札公告情報掲載依頼の改善〕 建設業界紙の九州地方紙 1 社のみに行っていた入札公告情報の掲載依頼を、建設業界紙の全国紙 2 社にも行い、入札公告情報のより一層の周知を図り、競争性の向上に努めた。</p> <p>その結果、令和 5 年度に一般競争入札により発注した建設工事全ての案件においては、一者応札や入札参加申請者のいない案件はなかった。</p> <p>〔(7). 「調達等合理化計画」にない新たな取組〕 ・低入札価格調査を行った場合における前払金の支給割合引き下げ措置の見直し 令和 5 年度において、低入札価格調査を行った者を落札者とした場合、その入札金額を予定価格で除した額が 10 分の 4 未満の場合には、前払金の請求を認めないとする従前の規程を改正し、令和 6 年度以降に開札を行う入札からは 10 分の 4 以上の場合の措置と同一とする（※）ことにより、積極的な価格競争を促すこととした。</p>	<p>評価とする。</p> <p>（個別評定：B） 緑地造成事業に係る測量及び設計業務の発注にあたり、技術者要件の緩和を積極的に行い、管理技術者及び照査技術者の要件に適合しないことによる入札参加の見送りの防止に努めたことで競争性が確保された。 従前からの取組であることを踏まえ、B 評価とする。</p> <p>（個別評定：B） 入札公告情報を掲載する建設業界紙を全国紙に拡大したことにより、九州地域以外を拠点とする業者にも周知することができ、更なる競争性の向上が図られた。 他の行政機関ではすでに実施している取組であることを踏まえ、B 評価とする。</p> <p>（個別評定：B） 低入札価格調査を行った場合における前払金の支給割合引き下げの措置を見直すことにより、積極的な価格競争の促進を図った。 他の行政機関ではすでに実施している取組であることを踏まえ、B 評価とする。</p>	
	5. 測量及び設計業務における技術者要件の緩和 ＜当該取組の実施状況＞					
	6. 建設業界紙への入札公告情報掲載依頼の改善 ＜当該取組の実施状況＞					
	7. 「調達等合理化計画」にない新たな取組 ＜当該取組の実施状況＞					

				<p>（※）前払金の支給割合を、公告時に示した支給割合に2分の1を乗じた割合に引き下げる。</p> <p>■調達に関するガバナンスの徹底</p> <p>1. 随意契約に関する内部統制の確立 ＜該当案件 100%点検を実施＞</p> <p>2. 不祥事の発生の未然防止のための取組＜内部統制委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会をそれぞれ3回以上開催＞</p>	<p>（※）前払金の支給割合を、公告時に示した支給割合に2分の1を乗じた割合に引き下げる。</p> <p>■調達に関するガバナンスの徹底</p> <p>〔(1). 随意契約に関する内部統制の確立＜該当案件 100%点検＞〕 当機構は、契約に際し「入札及び契約事項審査会」を開催している。審査会においては、「調達に関する問題点がないか」、「よりよい入札にするための工夫ができないか」、「随意契約によらざるを得ない案件であるか」などについて、点検、確認を行う体制を構築している。</p> <p>〔(2). 不祥事の発生の未然防止のための取組＜内部統制委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会をそれぞれ3回以上開催＞〕 当機構は、理事長を委員長として内部統制を推進する内部統制委員会の下に、コンプライアンス委員会及びリスク管理委員会を設置し、コンプライアンスに係る取組の推進、リスク管理の検討・審議等を行っている。 各委員会は年3回開催し、コンプライアンスに関する不祥事の発生を未然に防止する体制、業務毎に内在するリスク因子を事前に把握・検証する体制を構築している。 具体的な対応として、コンプライアンスにおいては、他の行政機関で発生したコンプライアンス違反事例の自由討論、コンプライアンス研修や自己点検を実施することにより不祥事発生の未然防止に取り組んだ。また、リスク管理においては、業務環境の変化に伴いリスク管理表や業務フローチャートを見直し、新たな不祥事発生のリスクが生じていないか検証した。</p>	<p>（個別評定：B） 「入札及び契約事項審査会」において調達内容や随意契約理由の妥当性等について、適切に検証が行われている。 計画及び業務実績のとおりを実施したことを踏まえ、B評価とする。</p> <p>（個別評定：B） 理事長のリーダーシップの下、各種委員会の運営によりPDCAが機能しており、また、研修等を開催することにより、組織内にコンプライアンス等の意識醸成が図られるなど、不祥事や不具合の発生の未然防止が着実に図られている。 計画及び業務実績のとおりを実施したことを踏まえ、B評価とする。</p>	
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2. (1) ⑤	業務改善の取組 人件費管理の適正化		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	5年度	6年度	7年度			(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—		—	—					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>⑤人件費管理の適正化 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、厳しく検証した上で、その検証結果や取組状況を毎年度公表すること。</p>	<p>⑤人件費管理の適正化 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、厳しく検証した上で、その検証結果や取組状況を毎年度公表する。</p>	<p>⑤人件費管理の適正化 給与水準については、国家公務員の給与と同一の水準としている。引き続き、一般職の職員の給与に関する法律の改正状況を把握し、それに準じて適宜適切に改定を行うとともに、その改定結果や取組状況を毎年度公表する。</p>	<p><主な指標等> 1. 対国家公務員指数（ラスパイレス指数）の状況、役職員給与の適正化の取組 2. 国家公務員の給与に準じた運用</p>	<p><主要な業務実績> [1. 対国家公務員指数（ラスパイレス指数）の状況、役職員給与の適正化の取組] ○従前より、機構の俸給表は国家公務員行政職俸給表（一）と同一としている。 令和5年度においても「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」の改正内容を踏まえ、機構の給与水準を国の制度に合わせて見直し（12月）、取組状況を令和6年6月に公表した。 [対国家公務員指数（ラスパイレス指数）推移] 令和5年度実績：97.4 [2. 国家公務員の給与に準じた運用] ○「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」の内容を踏まえ、「職員給与規程」及び「職員の期末手当及び勤勉手当支給細則」の改正を実施（12月）。 ・官民格差等に基づく給与水準改定 若年層に重点を置いた俸給月額引き上げ 期末手当及び勤勉手当支給率の引き上げ（4.40月分→4.50月分） 60歳に達した職員の俸給月額の見直し（7割） 在宅勤務等手当の新設</p>	<p><評定と根拠> 評定：B ・従前より、機構の俸給表は国家公務員行政職俸給表（一）と同一としている。令和5年度においても「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」に基づき、機構の給与水準を国の制度に合わせて改正するなど、着実な実施状況にある。 以上により、中期計画等を十分に達成しているものと判断し、B評価とした。</p>	<p>評定</p>	

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2. (2)	業務のデジタル化及びシステムの最適化		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	5年度	6年度	7年度			(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—		—	—					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>(2) 業務のデジタル化及びシステムの最適化</p> <p>機構の情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行うこと。</p> <p>業務運営の簡素化及び効率化を図るため、再開発整備事業貸付物件資料のデータベース化拡充、住宅騒音防止対策事業工事関係書類の電子化と防音工事システムとの連動推進など、ICTの活用等により、業務のデジタル化及びシステムの最適化を推進すること。</p>	<p>(2) 業務のデジタル化及びシステムの最適化</p> <p>機構の情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行う。</p> <p>業務運営の簡素化及び効率化を図るため、再開発整備事業貸付物件資料のデータベース化拡充、住宅騒音防止対策事業工事関係書類の電子化と防音工事システムとの連動推進など事業に係るシステムを強化・効率化し、ICTの活用等により、業務のデジタル化及びシステムの最適化を推進する。</p>	<p>(2) 業務のデジタル化及びシステムの最適化</p> <p>機構の情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行う。</p> <p>業務運営の簡素化及び効率化を図るため、再開発整備事業貸付物件資料のデータベース化拡充、住宅騒音防止対策事業工事関係書類の電子化と防音工事システムとの連動推進など事業に係るシステムを強化・効率化し、ICTの活用等により、業務のデジタル化及びシステムの最適化を推進する。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染防止の取組として導入した、テレワーク・テレビ会議・ペーパーレス会議等についても、引き続き活用して業務のデジタル化を図る。</p>	<p><主な指標等></p> <p>1. 業務のデジタル化及びシステムの最適化</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>[1. 業務のデジタル化及びシステムの最適化]</p> <p>○第5期中期目標において、「業務上のデータの体系化を進めるとともに、デジタル化して引き継ぎが行えるよう、運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組を推進していくこと。」とされたことを踏まえ、工程・進捗管理を含む法人文書デジタル化推進計画を策定し、機構の廃止までに法人文書をデジタル化できるように取り組むこととした。</p> <p>また、これまでの紙媒体の文書を含め、電子媒体を正本・原本として体系的に管理するため、共有フォルダ階層やファイル名(保存期間の明記)など電子媒体の文書保存の方法を定め、法人文書を電子媒体で保存する運用を開始した。</p> <p>さらに、電子媒体の保存を推進するため、グループウェアのワークフロー機能を用いた電子決裁を行うことができるように規定を定め、システム構築を行い、電子決裁の運用を始めた。</p> <p>○経年に伴いシステムの最適化が必要であった機構で使用する基幹システム(機構ネットワークシステム)用サーバ機器等及び経理システムのシンクライアントPCの更新を行った。</p> <p>○グループウェア(サイボウズ)、無線LAN(Wifi)、テレワーク環境(リモートデスクトップ)等の各種ICT環境を導入して、業務のデジタル化及びシステムの最適化を図ってきた。</p> <p>また、資産管理システムのソフトウェア(SKYSEA)のアップデートにより機構ネットワークシステムの最適化を行った。</p> <p>○WEB会議システムを活用した打合せ・会議・研修や、組織内でのペーパーレス会議の開催などデジタル化を進め、業務の簡素化・効率化を図った。</p> <p>○再開発整備事業について、物件データベ</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>・法人文書を電子媒体で体系的に保存する仕組みを構築し、計画的に法人文書をデジタル化するよう取り組んでいる。</p> <p>・電子決裁は、テレワーク環境での業務の幅が広がるとともに、決裁行為にかかる時間の短縮や紙の削減など業務の効率化に繋げることができた。</p> <p>・サーバ機器等及び経理システムのクライアントPCの更新により、OS(オペレーションシステム)や各種ソフトウェアを最新のバージョンに切り替え、情報システムの適切な整備及び管理を行うことができた。</p> <p>なお、サーバ機器等の更新に当たっては、役職員が業務で使用する基幹システムであることから、計画的な移行スケジュールを立てて、適切にデータ移行を行い、業務に支障をきたすことなく運用を開始することができた。</p> <p>・WEB会議は、コミュニケーションツールとしての運用が飛躍的に拡大し、かつ、ペーパーレス会議が主流となり、業務の簡素化・効率化が促進された。</p> <p>また、役職員はテレワーク環境による在宅勤務やフレックス勤務を活用して、ワーク・ライフ・バランスに資する取組の充実を図ることができた。</p> <p>・再開発整備事業の物件データベースは、組</p>	<p>評価</p>	

				<p>ースを適宜更新した。</p> <p>○住宅騒音防止対策事業について、住宅騒音防止工事事務処理システムの活用によって、住民からの問合せや相談に対して迅速に対応するとともに、機構ホームページ上から電子版の申請書をダウンロード可能に対応するなど改善に取り組んでいる。</p>	<p>織内において当該情報の共有化を図ることで、業務を円滑かつ効率的に処理することができた。</p> <p>・住宅騒音防止工事事務処理システムの活用によって、事務処理時間の短縮及びサービスレベルの向上を図ることができた。</p> <p>また、ホームページの改善により紙媒体での配布を必要最小限となるよう効率化を図ることができた。</p> <p>以上により、中期計画等を十分に達成しているものと判断し、B評価とした。</p>	
--	--	--	--	---	---	--

4. その他参考情報

--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3. (1)	予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	5年度	6年度	7年度			(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—		—	—					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	
	<p>中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、各事業において適切に計画するとともに予算管理を徹底し、引き続き健全な財務体質の維持を図ること。</p>	<p>本計画に従ったサービスその他業務の質の向上を図りつつ、予算、収支計画及び資金計画を別紙のとおり策定のうえ、予算管理を徹底し、引き続き健全な財務体質の維持を図る。</p>	<p>別紙のとおり。</p>	<p><主な指標等> 1. 予算執行状況、収支計画実施状況、資金計画実施状況</p>	<p><主要な業務実績> 〔1. 予算執行状況、収支計画実施状況、資金計画実施状況〕 ○予算については、経費の抑制を図りつつ、効率的に適正な執行を図った。 ○収支計画については、固有事業の安定的な業務収入の確保及び事業の効率的な執行を行った。 ○資金計画については、余裕金運用検討委員会での議論を踏まえ、適切な執行管理を行った。 ○資金管理については、毎月の預金残高を突合し、適切に管理した。</p>	<p><評定と根拠> 評定： B ・中期目標・計画を踏まえた年度計画に基づいて円滑な事業進捗を図り、予算、収支計画及び資金計画について適正に実施した。 以上により、中期計画等を十分に達成しているものと判断し、B評価とした。</p>	<p>評定</p>	

4. その他参考情報	

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3. (2)	短期借入金の限度額		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	5年度	6年度	7年度			(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—		—	—					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価	評価		
—	資金不足となる場合等における短期借入金の限度額は、400百万円とする。	資金不足となる場合等における短期借入金の限度額は、400百万円とする。	<主な指標等> —	<主要な業務実績> 該当なし。	<評価と根拠> 評価：— 該当なし。	評価	—	

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3. (3)	不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	5年度	6年度	7年度			(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—		—	—					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価	評価		
—	該当なし。	該当なし。	<主な指標等> —	<主要な業務実績> 該当なし。	<評価と根拠> 評価：— 該当なし。	評価	—	

4. その他参考情報								

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3. (4)	重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	5年度	6年度	7年度			(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—		—	—					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価	評価		
—	該当なし。	該当なし。	<主な指標等> —	<主要な業務実績> 該当なし。	<評価と根拠> 評価：— 該当なし。	評価	—	

4. その他参考情報								

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3. (5)	剰余金の使途		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	5年度	6年度	7年度			(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—		—	—					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価	評価		
—	固有事業（再開発整備事業）に充てる。	固有事業（再開発整備事業）に充てる。	<主な指標等> —	<主要な業務実績> ○令和5年度決算において発生した当期総利益については、独立行政法人通則法第44条第1項に基づく積立金として整理した。	<評価と根拠> 評価：—	評価	—	

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4. (1)	内部統制の充実・強化		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	5年度	6年度	7年度			(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—		—	—					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>(1) 内部統制の充実・強化</p> <p>内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知)を踏まえ、理事長のリーダーシップの下、引き続き規程類や体制の整備を行い、内部統制システムの充実及び監事機能の実効性の向上に努めるとともに、内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を行い、これらの点検・検証を踏まえ、当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行うこと。</p> <p>指示の伝達、情報共有・活用等に資するために引き続き内部各委員会の開催、職員研修の実施、内部コミュニケーションの活性化等を図ること。</p>	<p>(1) 内部統制の充実・強化</p> <p>内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知)を踏まえ、理事長のリーダーシップの下、引き続き規程類や体制の整備を行い、内部統制システムの充実及び監事機能の実効性の向上に努めるとともに、内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を行い、これらの点検・検証を踏まえ、当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行う、PDCAサイクルを実行していく。</p> <p>指示の伝達、情報共有・活用等に資するために引き続き内部各委員会の開催、職員研修の実施、内部コミュニケーションの活性化等を図る。</p>	<p>(1) 内部統制の充実・強化</p> <p>内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知)を踏まえ、理事長のリーダーシップの下、内部統制を機能させるための規程類や体制の整備を行い、内部統制システムの充実及び監事機能の実効性の向上に努めるとともに、内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を行い、これらの点検・検証を踏まえ、当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行う、PDCAサイクルを実行していく。</p> <p>①内部統制の運用 内部統制委員会において、内部統制の推進に関する事項について検討、審議を行い、内部統制システムの継続的なPDCAサイクルを実行していく。</p> <p>②コンプライアンスの推進 内部統制委員会の分科会的位置づけであるコンプライアンス委員会において、コンプライアンスの推進に資する取組方針を決定し、コンプライアンス推進に係る教育・研修等を実施する。</p> <p>③適切なリスク管理 内部統制委員会の</p>	<p><主な指標等></p> <ol style="list-style-type: none"> 内部統制の運用(内部統制委員会の開催) コンプライアンスの推進(コンプライアンス委員会の開催) 適切なリスク管理(リスク管理委員会の開催) 職員研修の実施 機構内コミュニケーションの活性化、業務運営方針の明確化、役職員による共有 業務実績や課題の整理、業務改善(内部評価委員会の開催状況) 内部監査の実施 監事監査、会計監査人による監査の実施 	<p><主要な業務実績></p> <p>[1. 内部統制の運用(内部統制委員会の開催)]</p> <p>○理事長を委員長とする内部統制委員会を3回開催し、内部統制の推進に関する取組について方針を決定するとともに、取組状況について報告を行った。</p> <p>【審議、報告事項等】 第24回委員会(4/20)</p> <ul style="list-style-type: none"> 今年度の取組方針(1.コンプライアンスについて、2.リスク管理について、3.内部監査の実施、4.情報セキュリティ対策について、5.職員研修の開催、6.その他(令和5年度計画の取組))について審議決定 <p>第25回委員会(10/19)</p> <ul style="list-style-type: none"> 今年度の取組状況について中間報告 <p>第26回委員会(3/21)</p> <ul style="list-style-type: none"> 今年度の取組結果 <p>[2.コンプライアンスの推進(コンプライアンス委員会の開催)]</p> <p>○審議役を委員長とするコンプライアンス委員会を3回開催し、機構のコンプライアンス推進のための取組方針を決定し、取組状況について報告した。</p> <p>【審議、報告事項等】 第24回委員会(5/17)</p> <ul style="list-style-type: none"> 今年度の取組方針決定 <p>第25回委員会(10/12)</p> <ul style="list-style-type: none"> 上半期の取組状況(コンプライアンス理解度チェック及びストレスチェックの集計結果報告並びにコンプライアンス違反事例の各課討論) <p>第26回委員会(3/7)</p> <ul style="list-style-type: none"> 下半期の取組状況(コンプライアンス研修) 今年度取組の総括(今年度の取組については次年度以降も継続して実施していく方針を決定) <p>【主な活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> 7月に全職員(非常勤職員を含む。)を対象にチェックシートによるコンプライアンス理解度チェックを実施した。 7月に全職員(非常勤職員を含む。)を対象に外部の専門業者によるストレスチェックを実施した。 9月にコンプライアンス違反事例(業務関連・私生活関連各2件づつ)を議題とした各課討論を実施した。 	<p><評価と根拠></p> <p>評価: B</p> <ul style="list-style-type: none"> 内部統制委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会を開催し、内部統制の充実・強化を図った。 令和5年度においても、理事長によるリーダーシップの下、引き続き内部統制システムに基づいた取組や研修等を実施し、内部統制委員会による取組状況の総括などPDCAサイクルを適切に実行するよう取り組んだ。 コンプライアンス理解度チェックにおいては、認識の強化を図った。なお、今年度新たに非違行為が行われた場合の影響や発注担当職員の秘密保持などの項目を追加する試みを行い、自己申告の結果、適切に認識されていることを確認することができた。 ストレスチェックについて、機構には労働安全衛生法上の実施義務はないが、職員の心理的な負担の程度を把握することで、職員自身のストレスへの気づきを促し、機構として相談窓口を紹介するとともに、ストレスの原因となる職場環境の改善につながるよう努めた。 コンプライアンス違反事例に係る自由討論により、各職員から多様な意見が集まり議論が深められるなど、コンプライアンスに関する意識の醸成が図られた。 役員によるダイレクトコミュニケーションでは、職員の士気を高め、風通しのよい職場環境づくりに努めた。 コンプライアンス研修では、機構の基本理念等、コンプライアンスや発注事務の綱紀保持の説明を改めて行い、研修終了後に公務員倫理の動画を視聴し、セルフチェックシートにより自己学習をさせ、意識啓発を図ることができた。 コンプライアンス違反事例の共有により、意識の向上および注意喚起を図ることができ 	<p>評価</p>	

		<p>分科会的位置づけであるリスク管理委員会において、業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへ適切に対応を行うことにより、リスク管理の実効性向上を図る。</p> <p>④職員研修の実施 内部統制の着実な実施及び更なる充実・強化を図るため、職員に対する研修等を実施する。</p> <p>⑤内部コミュニケーションの活性化 理事長の指示、機構のミッションが確実に全役職員に伝達される仕組み及び職員から役員へ必要な情報を伝達される仕組みを着実に運用する。</p> <p>⑥内部監査 内部監査を実施し、監査結果に基づくフォローアップを適切に行うことにより、ガバナンスの強化を推進する。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・9月と1月に理事長が若年層職員とのダイレクトコミュニケーションを主催し、役員の経験談や忌憚のない意見交換を行った。 ・12月にコンプライアンス研修を全役職員（非常勤職員を含む。）に実施した。 ・2箇月ごとに公務員等のコンプライアンス違反事例を全役職員（非常勤職員を含む。）に周知を行った。 <p>〔3.適切なリスク管理（リスク管理委員会の開催）〕</p> <p>○審議役を委員長とするリスク管理委員会を3回開催し、機構のリスク管理のための取組方針を決定し、取組状況等について報告した。</p> <p>【審議、報告事項等】</p> <p>第27回委員会（5/17）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今年度の取組方針決定 <p>第28回委員会（10/12）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上半期の取組状況（クレーム対応研修及びダイレクトトークの実施状況） ・業務フローチャート・リスク管理表の見直しについての検討状況 <p>第29回委員会（3/7）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下半期の取組状況（安全運転研修） ・今年度取組の総括（今年度の取組については次年度以降も継続して実施していく方針を決定） <p>【主な活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスク管理表及び業務フローチャートの見直しを行った。 ・7月にクレーム対応研修（DVDの上映及びアンケート）を実施した。 ・10月に安全運転研修を実施した。役職員（非常勤職員を含む。）がいつでも研修を受けられるようにするため、インターネット動画等の閲覧による研修とした。 ・審議役による職員（非常勤職員を含む。）に対するダイレクトトークを実施した。 <p>〔4.職員研修の実施〕</p> <p>○各種内部統制に係る研修を実施し、職員（非常勤職員を含む。）のスキルアップと意識改革を図った。</p> <p>研修の実施に当たっては、講義形式による研修のほか、オンライン研修やeラーニング研修も実施した。（9研修）</p> <p>〔5.機構内コミュニケーションの活性化、業務運営方針の明確化、役職員による共有〕</p> <p>○業務運営の方針等、重要事項について審議・決定する理事会に職員もオブザーバーとして参加した。</p> <p>また、毎月役員懇談会（役員・審議役・各課長で構成）を開催した。</p>	<p>た。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスク管理表及び業務フローチャートの見直しについては、定期的に点検し、リスク項目や具体的な対策について見直すとともに、随時、監査の指摘事項などにより新たに発見したリスクに対する検討を行い、リスクの低減を図ることができた。 ・クレーム対応研修では、職員（非常勤職員を含む。）の苦情対応能力の向上を図ることができた。 ・安全運転研修は、業務上及びプライベートでの自動車の運転、自転車の運転並びに飲酒運転防止について安全意識の向上を図った。 ・ダイレクトトークでは、職員との交流の場を設けることで、風通しのいい職場環境づくり、組織の抱える潜在的なリスクの把握に努めることができた。 <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン研修やeラーニングの活用など職員の受講しやすい環境を構築し、内部統制に必要な教育を行うことで、更なる浸透を図ることができた。 <ul style="list-style-type: none"> ・理事会以外にも毎月役員懇談会を開催し、役員と職員との間で情報共有及び意思疎通を図るとともに、理事会や役員懇談会で示された方針が、理事長のリーダーシップの下、課内ミーティング等により確実に全職員に伝達 	
--	--	--	--	--	---	--

				<p>【参考】理事会開催状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第105回理事会（6/22開催） ・第106回理事会（11/16開催） ・第107回理事会（12/14開催：書面形式） ・第108回理事会（3/21開催） <p>〔6. 業務実績や課題の整理、業務改善（内部評価委員会の開催状況）〕</p> <p>○6月に令和5年度第1回内部評価委員会を開催し、令和4年度及び第4期中期目標期間の事業実績に対する内部評価を行った。</p> <p>○11月に令和5年度第2回内部評価委員会を開催し、令和5年度上半期の進捗状況の確認を行い、当該結果を下半期以降の業務運営に活用した。</p> <p>〔7. 内部監査の実施〕</p> <p>○令和5年度内部監査（業務監査・会計監査）の実施に際しては、監査計画の策定から内部監査における指摘事項等のフォローアップまでを年度内に完結させるため、具体的な監査スケジュール計画を作成し、点検事項等についても個別具体的に検討を行った。</p> <p>○具体的な点検事項等については、数回にわたり協議を重ね、「文書管理」を重点項目に決定して、11/7に監査を実施した。また、監査実施に当たっては、事前に監事監査との連携について確認するとともに、関連書籍・資料の活用などにより、監査スキルの向上にも努めた。</p> <p>〔8. 監事監査、会計監査人による監査の実施〕</p> <p>○6/12～14に監事による令和4事業年度決算等監事監査、11/28、29に令和5事業年度上期監事監査を受けた。通常の監査項目に加え、内部統制システムの整備・運用の着実な実施、法令・内部規程等の遵守体制、リスク管理等の観点からも監査が行われた。なお、特段の指摘事項はなかったものの、監査時の指導・助言について、個別事項毎に整理し、改善すべき点について具体的な対応を検討する等、速やかに業務に反映させる取組を実施した。</p> <p>○会計監査人による令和4事業年度期末監査を5/22～6/9に、令和5事業年度期中監査を12/4～6、2/19～20に受けた。</p>	<p>され、また職員から役員へ必要な情報が伝達される仕組みを着実に運用し、内部コミュニケーションを活性化することができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部評価委員会においては、機構の中期計画・年度計画の実施状況及びその他の業務改善状況等について評価を行い、PDCAサイクルによる適切な業務管理を行った。 ・内部監査の実施にあたり、監事と連携することで、効率的かつ効果的に進めることができた。 ・監事監査の結果、特段の指摘事項はなかったものの、監査時の指導・助言について、個別事項毎に整理し、改善すべき点について具体的な対応を検討する等、速やかに業務に反映させることができた。 ・会計監査法人の監査結果では、財政状態等の状況は適正なものと認められた。 <p>これらの取組及び成果は、中期計画等を十分に達成しているものと判断し、B評価とした。</p>	
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4. (2)	情報セキュリティ対策		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	5年度	6年度	7年度			(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—		—	—					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>(2) 情報セキュリティ対策 「サイバーセキュリティ戦略」(令和3年9月28日閣議決定)等の政府方針を踏まえ、引き続き、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準に基づいて定めたポリシーに従って情報セキュリティ対策を講じ、サイバー攻撃等の脅威への対処に万全を期すとともに、保有する個人情報の保護を含む情報セキュリティ対策を推進すること。</p>	<p>(2) 情報セキュリティ対策 「サイバーセキュリティ戦略」(令和3年9月28日閣議決定)等の政府方針を踏まえ、独立行政法人空港周辺整備機構情報セキュリティポリシーに基づき、適切な情報セキュリティ対策を行う。これに基づき、ハード及びソフトの両面での不断の見直し、役職員の高い意識を保持するための研修など情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。併せて、これらの取組の点検・検証と、その結果を踏まえた取組の見直しと推進を行う。</p>	<p>(2) 情報セキュリティ対策 「サイバーセキュリティ戦略」(令和3年9月28日閣議決定)等の政府方針を踏まえ、独立行政法人空港周辺整備機構情報セキュリティポリシーに基づき、適切な情報セキュリティ対策を行う。これに基づき、ハード及びソフトの両面での不断の見直し、役職員の高い意識を保持するための研修など情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。併せて、これらの取組の点検・検証と、その結果を踏まえた取組の見直しと推進を行う。</p> <p>個人情報の保護に関しては、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)等に基づいた安全確保の措置及び職員の義務の周知等により、情報の管理・保護を組織内全体で徹底する。</p>	<p><主な指標等> 1. 機構における情報セキュリティ対策等に関する取組</p>	<p><主要な業務実績> 〔1. 機構における情報セキュリティ対策に関する取組〕</p> <p>【情報セキュリティ委員会の開催】 ○理事を委員長とする情報セキュリティ委員会を3回開催し、機構の情報セキュリティ対策にかかる活動方針の決定や、取組状況等を報告するとともに、情報セキュリティポリシー等の見直しについて審議した。</p> <p>第25回委員会(5/17) ・今年度の情報セキュリティ対策推進計画等の決定 ・NISC(内閣サイバーセキュリティセンター)による独法セキュリティ監査結果の報告</p> <p>第26回委員会(10/12) ・上半期の取組状況について報告(情報セキュリティ研修の結果等) ・情報セキュリティ監査実施計画について審議 ・NISCによる独法セキュリティ監査のフォローアップの報告 ・情報セキュリティポリシー及び関係規程の見直しについて審議</p> <p>第27回委員会(3/7) ・下半期の取組状況について報告(情報セキュリティ訓練、自己点検の結果) ・今年度取組の総括(今年度の取組について次年度以降も実施していく方針を決定) ・NISCによる独法セキュリティ監査のフォローアップ結果について報告 ・情報システム運用継続計画の見直し ・2024(令和6)年度情報セキュリティ対策推進計画の審議</p> <p>【主な活動】 ○情報セキュリティインシデント対処手順及び特に重要な情報セキュリティ・サイバーセキュリティに関する情報(脆弱性対策等)を新規採用職員研修のほか、長期休暇前などに随時周知することで、職員への普及啓発及び注意喚起を行った。 ○「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」が改正されたこと及びパスワードポリシー等 NISC 監査の指摘事項に対応する措置を講じるため、独立行政法人空港周辺整備機構情報セキュリティポリシー及び関係規程の改訂を行った。 ○各情報システムにおいて、セキュリティ水準の維持の手順に基づく自己点検を実施し、セキュリティ対策の改善を行った。</p>	<p><評定と根拠> 評定：B</p> <p>・情報セキュリティ委員会を開催し、以下の取組を行い、情報セキュリティ対策の強化を図った。 ✓情報セキュリティ対策推進計画等策定 ✓情報セキュリティポリシーの見直し</p> <p>・情報セキュリティポリシー及び関係規程の改訂については、概要版も更新して情報の共有を図り、職員の理解を深めるように努めた。</p>	<p>評定</p>	

					<p>また、通信回線装置（ルーター・スイッチ）に最新のファームウェアを適用、サーバ機器等及び経理システムのシンクライアント PC の更新等の技術的なセキュリティ対策を講じた。</p> <p>○全役職員（非常勤職員を含む。）及び業務用アドレスに対し、標的型メール攻撃訓練を実施した。</p> <p>○情報セキュリティインシデントが発生した想定による対処手順の確認訓練に加え、情報システム運用継続計画（ICT-BCP）の運用可能性の確認訓練を初めて実施した。</p> <p>○情報セキュリティに対する理解度を確保するため、「情報セキュリティ自己点検」を全役職員（非常勤職員を含む。）に対し実施した。</p> <p>【研修】</p> <p>○新規採用職員研修時、特に職員の認識が薄い「情報の格付及び取扱制限」について、教育を行った。</p> <p>○NISC が、オンラインで実施する勉強会に積極的に参加を行い、情報の収集及び知識の習得に努めた。</p> <p>○情報セキュリティインシデントに対する対応強化を図るため、NISC が開催する CSIRT（Computer Security Incident Response Team）研修の他に、NICT（国立研究開発法人情報通信研究機構）の開催する実践的サイバー防御演習（CYDER）を受講するなどサイバー攻撃に対する備えを行った。</p> <p>○情報セキュリティアドバイザーによる集合研修に実施するとともに、密を避けるためオンライン研修を併用して、全役職員（非常勤職員を含む。）に対し実施した。</p> <p>【監査】</p> <p>○NISC が主催する情報セキュリティ監査を対象としたオンライン研修へ参加した。また、情報セキュリティアドバイザーによる内部監査員向けの研修を実施した。</p> <p>○令和5年度情報セキュリティ監査実施計</p>	<p>・標的型メール攻撃訓練は、職員一人ひとりの“免疫力”をつけるとともに、訓練実施後に「このメールを不審と思う点」及び「不審メール受信時の対応」を教育することにより、より理解が深められた。</p> <p>・情報セキュリティインシデント訓練は、訓練後のレビューにおいて、業務用 PC がウイルス感染した際の対応手順を再確認し、危機対応時の認識を高めることができた。</p> <p>また、情報システム運用継続計画（ICT-BCP）の行動手順を確認する訓練により、参集可能者の把握方法など、不足する対応が顕在化したことから、当計画を改定し、危機対応時の体制を改善できた。</p> <p>・情報セキュリティ自己点検は、情報セキュリティポリシーが概ね理解されていることが確認できた。なお、一部理解ができていないと思われる点については、情報セキュリティ責任者から指導を行うとともに、改めて周知を図り、翌年度の情報セキュリティ研修の内容に盛り込む予定である。</p> <p>・情報セキュリティ研修において全役職員（非常勤職員を含む。）に対し情報セキュリティ対策の重要性を教育するとともに、NISC 勉強会・CSIRT 研修や実践的サイバー防御演習など各種外部研修に職員を参加させ、専門的な知識習得を図ることができた。</p> <p>・情報セキュリティ監査では、監査員に対する研修を実施し必要な知識を付与するとともに、監査計画を策定、内部監査の実施、改善結果報告が年度内に完結するように PDCA サイクルの運用の向上を図った。</p>	
--	--	--	--	--	--	---	--

				<p>画に基づく内部監査（監査項目点検表に基づく自己点検、担当者へのヒアリング）を実施した。</p> <p>○令和6年1月～2月に個人情報の保護の適切な管理を図るため、チェックシートを活用した自己点検及び個人情報の管理状況に係る監査を実施した。</p> <p>○令和4年度にNISCから委託を受けた独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が行っている独法情報セキュリティ監査（マネジメント監査・ペネトレーションテスト）を受け、監査結果の指摘事項について、改善計画を立てて、フォローアップに取り組んだ。</p>	<p>・NISCの独法セキュリティ監査の指摘事項22件のうち、21件に対して改善の対応を行い、情報セキュリティインシデント発生リスク低減を図ることができた。</p> <p>なお、改善できていない1件はクローズドシステムのセキュリティパッチの適用であるが、保守業者と調整のうえ検討したものの、システム不具合が発生する可能性が高いということから、代替策としてウイルススキャンを定期的実施することとしている。</p> <p>以上により、中期計画等を十分に達成しているものと判断し、B評価とした。</p>	
--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報

--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4. (3) ①	空港と周辺地域の共生と連携の強化 ①国及び関係自治体との連携		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度 値等)	5年度	6年度	7年度			(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—		—	—					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>(3) 空港と周辺地域の共生と連携の強化 周辺住民、国及び関係自治体等との十分な意思疎通を図りながら、空港と周辺地域の共生に資するため、次の措置を講ずること。 ①国及び関係自治体との連携 空港周辺環境対策事業が円滑かつ効果的に実施できるよう国及び関係自治体との十分な意思疎通を図るための体制の確保を図ること。</p>	<p>(3) 空港と周辺地域の共生と連携の強化 周辺住民、国及び関係自治体等との十分な意思疎通を図りながら、空港と周辺地域の共生に資するため、次の措置を講ずる。 ①国及び関係自治体との連携 機構が行う周辺環境対策の見直し等に当たっては、国及び関係自治体と構成する「連絡協議会」、業務の調整及び意見交換のための会議等を通じて、十分な意思疎通を図る。</p>	<p>(3) 空港と周辺地域の共生と連携の強化 空港と周辺地域の共生に資するため、地元の要望も踏まえつつ、次の取組を行う。 ①国及び関係自治体との連携 機構が行う周辺環境対策の見直し等に当たっては、国及び関係自治体で構成する「連絡協議会」、業務の調整及び意見交換のための会議等を通じて、十分な意思疎通を図る。</p>	<p><主な指標等> 1. 連絡協議会等の開催状況 2. 連絡協議会以外の会議</p>	<p><主要な業務実績> 〔1. 連絡協議会等の開催状況〕 ○空港周辺対策事業が円滑かつ効果的に実施できるよう「連絡協議会幹事会」を開催し、情報共有・意見交換を行った。 構成メンバー：大阪航空局、福岡県、福岡市、大野城市、春日市、太宰府市、志免町、粕屋町、機構 ・1回目（8/31）（WEB開催）の議題 （1）令和4事業年度事業実績（2）令和5事業年度事業実施状況（3）令和6事業年度予算概算要求（4）その他（令和4年度業務実績報告、第4中期目標期間業務実績報告） ・2回目（3/22）（書面開催）の議題 （1）令和5事業年度事業実施状況（2）令和6年度計画（案）（3）令和6年度予算実施計画（案） 〔2. 連絡協議会以外の会議〕 ○「連絡協議会」以外にも国や関係自治体等との会議に参加し、機構を取り巻く情勢や今後の福岡空港における周辺環境対策等について、意見交換及び情報の共有を行った。 ・福岡空港住宅騒音防止対策事業担当者会議 （関係自治体：福岡県、福岡市、大野城市、春日市、太宰府市、志免町、粕屋町、機構）（4/21開催） →事業対象地域の関係自治体担当者に対し住宅騒音防止対策事業の概要・制度等の説明及び質疑応答を個別に行い、制度・手続方法等について理解を深めてもらった。 ・地域対策協議会総代会 （福岡空港地域対策協議会、国、福岡県、福岡市、福岡国際空港（株）、機構他）（5/14開催） →地域対策協議会の活動報告や質疑応答等を通じ、国や機構等に対する要望の把握に努めた。 ・音に関する講演及び航空機騒音補償制度の説明会（音の勉強会） （福岡空港地域対策協議会、滑走路増設対策専門部会、国、福岡県、福岡市、福岡国際空港（株）、機構他）（11/14開催） →福岡空港地域対策協議会主催のもと、</p>	<p><評定と根拠> 評定：B ・連絡協議会については、新型コロナウイルス感染症による生活様式の変化から、遠隔地からでも参加が容易で、双方向でのコミュニケーションを図れるWEB会議として開催し、関係機関との意思疎通と連携を図ることができた。 ・連絡協議会以外の会議についても、円滑な事業の推進に向けて意思疎通と連携の強化を図った。 以上により、中期計画等を十分に達成しているものと判断し、B評価とした。</p>	<p>評定</p>	

				<p>航空機騒音と環境基準についての講演及び国から補償制度の説明会が開催され、機構も出席し、航空機騒音に関する知見を深めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福岡空港公害対策協議会との事務協議 (福岡空港公害対策協議会、国、福岡県、福岡市、機構) (11/10 及び 12/1 開催) →公害対策協議会と関係行政機関との協議に出席し、国や機構等に対する要望・要求を把握するとともに、関係行政機関と情報の共有を図った。 ・福岡空港利活用推進協議会 (福岡県、福岡市、福岡商工会議所、地元経済界、航空会社、機構) (5/10 開催) →福岡空港の周辺環境対策事業を含む利活用事業を推進するため、情報共有を図った。 ・上臼井・下臼井特別委員会 (国、福岡県、福岡市、福岡国際空港(株)、機構他) (6/13 及び 2/8 開催) →福岡空港整備事業の進捗状況等の情報共有を図った。 ・福岡空港増設滑走路供用開始に向けた連絡会 (福岡国際空港(株)、福岡県、福岡市、国、機構) (12/21 及び 3/26 開催) →増設滑走路供用開始に向け、空港の運用方法や環境対策の在り方について、情報の共有が図られた。 	
--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4. (3) ②~③	空港と周辺地域の共生と連携の強化 ②広報活動の充実、③地域住民のニーズの把握		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	5年度	6年度	7年度			(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—		—	—					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>②広報活動の充実 機構が担う空港周辺環境対策事業及び同事業に関わる事務・事業の運営状況等について、透明性の確保、空港周辺住民の理解増進及び運営権者への円滑な環境対策事業の承継を図る観点から、より一層の国民等への説明責任を全うするための広報の充実に努めること。</p> <p>このため、ホームページを常に最新の情報に更新し、リーフレットやチラシによる広報を積極的に推進すること。</p>	<p>②広報活動の充実 機構が担う空港周辺環境対策事業及び同事業に関わる事務・事業の運営状況等について、透明性の確保、空港周辺住民の理解増進及び運営権者への円滑な環境対策事業の承継を図る観点から、より一層の国民等への説明責任を全うするための広報の充実に努める。</p> <p>イ 公共工事に係る発注情報や契約結果情報の提供、毎事業年度に係る事業報告書や決算報告書などの財務情報などを適切に公表する。</p> <p>ロ ホームページの内容について、利用者にわかりやすい表現を心がけ、常に最新の情報を提供する。</p> <p>ハ 関係自治体と連携を図り、パンフレットの配布・自治体広報誌への情報掲載等の広報活動を行う。</p> <p>ニ 地域への啓発活動として、空港で開催される「空の日」といったイベントへの参加や、環境学習や見学の要望があった場合は適切に対応する。</p> <p>③地域住民のニーズの把握 機構に寄せられた質問・意見を検討し、地域住民のニーズの把握に努めることによりよい事業を実施していく。</p>	<p>②広報活動の充実 機構が担う空港周辺環境対策事業及び同事業に関わる事務・事業の運営状況等について、透明性の確保、空港周辺住民の理解増進及び運営権者への円滑な環境対策事業の承継を図る観点から、より一層の国民等への説明責任を全うするための広報の充実に努める。</p> <p>イ 公共工事に係る発注情報や契約結果情報の提供、毎事業年度に係る事業報告書や決算報告書などの財務情報などを適切に公表する。</p> <p>ロ ホームページの内容について利用者にわかりやすい表現を心がけ、事業計画や業務実績報告書の公表等を行い、常に最新の情報を提供する。</p> <p>ハ 関係自治体と連携を図り、自治体広報誌への情報掲載・窓口での機構のパンフレットの配布や各事業のチラシ配布等の広報活動を行う。</p> <p>ニ 地域への啓発活動として、空港で開催される「空の日」といったイベントへの参加や、環境学習や見学の要望があった場合は適切に対応する。</p> <p>③地域住民のニーズの把握 機構のホームページや、自治体情報誌への広報掲載、機構</p>	<p><主な指標等> 1. 財務情報等の公表 2. ホームページの更新 3. 自治体広報誌などへの情報掲載 4. 啓発活動の実施 5. 地域住民のニーズの把握</p>	<p><主要な業務実績> 〔1. 財務情報等の公表〕 ○令和4年度の財務諸表、業務実績評価結果、令和5年度の公共工事に係る発注情報や契約結果情報等の公表を速やかに行った。</p> <p>〔2. ホームページの更新〕 ○ホームページの内容については、利用者にわかりやすい表現を心がけ、事業計画や業務実績報告書の公表など年間57回の更新を行い、常に最新の情報を提供した。</p> <p>○ホームページの機構の概要に「基本理念、運営方針及び役員行動指針」の掲載やスマホ用サイトのトップ画面のレイアウト変更等の改修を行った。</p> <p>〔3. 自治体広報誌などへの情報掲載〕 【住宅騒音防止対策事業】 ○これまで行ってきた新聞折込チラシや郵便局窓口現金封筒広告を廃し、更に効果的な周知を行うため令和5年度から対象地域を選定したポスティングを実施した（配布：6,018枚）。 また、昨年に引き続き、マスクケースの配布も実施した。</p> <p>○関係自治体窓口や、福岡市の共同利用会館に住宅騒音防止対策事業パンフレットの設置（補充）を行ったほか、当該会館では、事業の概要を記載したチラシを掲示した。</p> <p>○福岡市博多区、東区及び大野城市の広報誌に事業案内の記事を掲載した。 ・福岡市博多区 5回（4月・5月・7月・11月・2月号） 東区 2回（7月・2月号） ・大野城市 3回（5月・11月・2月号）</p> <p>【移転補償事業】 ○事業案内について、これまでも実施している自治体（福岡市・大野城市）広報誌への掲載や、地域住民の方々の目に触れる機会が増えるよう、例年事業対象区域の公民館、共同利用会館へ事業案内チラシを随時設置しており、令和5年度においてもチラシの補充を行い、継続した広報活動に取り組んだ。</p>	<p><評価と根拠> 評価：B</p> <p>・財務諸表、業務実績評価結果、公共工事に係る発注情報や契約結果情報等の公表を速やかに行うことにより、事業運営の透明性の確保を図ることができた。</p> <p>・ホームページの改修にあたり、現状の問題点やGoogle Analyticsを用いてアクセス状況の把握・分析に努め、職員や関係者等の意見・要望を踏まえ、利用者にわかりやすく使いやすい画面構成、記載内容とするなど改善に取り組むことができた。</p> <p>・住宅騒音防止対策事業において、ポスティングを配布した住民からの問合せは47件、申請14件であった。今回、機構として初めての試みであったが、対象地域・世帯を選定して配布したことで、より効果的な広報とすることができた。</p> <p>・広報誌を見た住民からの問合せは27件であり、事業制度を未だ知らない方からの問合せもあるなど、信頼性のある自治体広報誌の情報ということで一定の効果があった。</p> <p>・移転補償事業においては、公民館等へのチラシの設置、自治体広報誌への事業案内の掲載、及び横断幕の設置による継続的な広報活動に加え、更なる広報活動の強化として横断幕の追加設置を実施した結果、令和5年度における移転補償事業の可否に関する照会は44件となっており、横断幕を設置し始めた昨年とほぼ同等数の結果（一昨年は</p>	評価	

		<p>のパンフレット等に記載しているお問い合わせ・ご意見募集窓口から、機構に寄せられた質問・意見を検討し、地域住民のニーズの把握に努めることでよりよい事業を実施していく。</p>		<p>○移転補償事業対象区域の住民に対し、事業の実施状況を周知するため設置している横断幕については、第4期中期より実施を継続して、現在まで3箇所の設置を行っている。令和5年度は更なる広報活動の強化として、これに加えて、新たに3箇所を選定し追加設置を行った。</p> <p>○機構への情報アクセスが容易になるよう、パンフレット等の広報物全てにQRコードを記載した。</p> <p>〔4. 啓発活動の実施〕</p> <p>○福岡空港で開催された「空の日」イベント（9月16日）に参加し、機構の事業を紹介したパネル展示などの広報活動を行った。</p> <p>○連絡協議会において地域への啓発活動の観点から、空港周辺の関係自治体に対して、機構の事業及び空港への理解を深めていただけよう、資料やこれまでの取組を紹介し機構が積極的に対応することを周知した。</p> <p>○ホームページに「校外学習」の募集案内を掲載するとともに、出前講座の実施についても引き続き案内を行った。</p> <p>〔5. 地域住民のニーズの把握〕</p> <p>○地域住民のニーズの把握するため、ホームページに「ご意見・お問い合わせ」専用フォームを設け、幅広く意見等の募集を行ったほか、関係自治体で配布している機構のパンフレットに意見等の提出方法を記載した。</p>	<p>23件)であり、継続的な広報活動による効果が得られた。また、44件のうち17件が事業対象であった。</p> <p>・福岡空港の「空の日」イベントにおいて機構の事業を紹介したパネル展示や、来場者へのパンフレット等の配布を行ったことで、地域住民等に対し、機構の事業が周知されるとともに空港周辺環境対策への理解が深められた。</p> <p>・校外学習及び出前講座の実施について、引き続きホームページにおいて募集案内を行うとともに、連絡協議会メンバーの関係自治体に対し、機構が積極的に出前講座を実施する用意があることを周知することができた。</p> <p>・引き続きホームページに「ご意見・お問い合わせ」専用フォームを設け、また、機構のパンフレットに意見等の提出方法を記載し、関係自治体の住民窓口において配布を行った結果、今年度は3件の問合せがあり、地域住民のニーズを把握することができた。</p> <p>これらの取組及び成果は、中期計画等における所期の目標を十分に達成したものと考えられるため、B評価とした。</p>	
--	--	---	--	--	--	--

4. その他参考情報

--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4. (4) ①~③	運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組の推進 ①引き継ぎ文書のデジタル化、②業務の可視化パターン化の推進、③研修員の受入れ		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
-		-	-	-	-	-	-	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>(4) 運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組の推進</p> <p>国からの委託により機構で実施している環境対策事業については専門知識・経験等が求められる業務であることから、環境対策事業承継日以降の運営権者による円滑な業務の実施を確保するため、業務上のデータの体系化を進めるとともに、デジタル化して引き継ぎが行えるよう、運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組を推進していくこと。</p>	<p>(4) 運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組の推進</p> <p>国からの委託により機構で実施している環境対策事業については専門知識・経験等が求められる業務であることから、運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組を推進していく。</p> <p>①引き継ぎ文書のデジタル化</p> <p>ペーパーレスによるスムーズな引き継ぎを実現するため、業務上のデータの体系化を進めるとともに、これまでの紙媒体の文書を含め、電子媒体により引き継ぎが行えるようにデジタル化を推進する。</p> <p>②業務の可視化パターン化の推進</p> <p>運営権者への事業説明資料を作成することでスムーズな事業の承継を行うために、内部統制システムで作成している、各事業内容や管理部門の業務を図示化した業務フローチャートの充実及び業務上起こり得るリスクとその対策を可視化したリスク管理表の充実を図る。</p> <p>③研修員の受入れ</p> <p>運営権者による円滑な業務の実施を確保するため、環境対策事業承継までの間、運営権者から機構へ常勤の研修員を</p>	<p>(4) 運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組の推進</p> <p>国からの受託により機構で実施している環境対策事業については専門知識・経験等が求められる業務であることから、運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組を推進していく。</p> <p>①承継に向けて必要となる作業工程表の作成</p> <p>運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けて、承継及び機構の廃止に至るまでの作業工程表の作成及び全体計画策定の検討を行う。</p> <p>②引き継ぎ文書のデジタル化</p> <p>ペーパーレスによるスムーズな引き継ぎを実現するため、電子文書の保存に係る要領の見直し等を行うことにより業務上のデータの体系化を進める。また、これまでの紙媒体の文書を含め、電子媒体により引き継ぎが行えるよう、工程・進捗管理を含む法人文書デジタル化推進計画を策定し、デジタル化の推進に取り組む。</p> <p>③業務の可視化パターン化の推進</p> <p>運営権者への事業説明資料を作成することでスムーズな事業の承継を行うために、内部統制システムで作成している、</p>	<p><主な指標等></p> <p>1. 承継に向けて必要となる作業工程表の作成</p> <p>2. 引き継ぎ文書のデジタル化、データの体系化</p> <p>3. 業務フローチャート等の作成</p> <p>4. 研修員の受入れ</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>[1. 承継に向けて必要となる作業工程表の作成]</p> <p>○承継及び機構の廃止に至るまでの作業工程表においては、「中期目標・中期計画」・「滑走路増設・騒音区域見直し」及び「機構の廃止」という全体的な流れと、個別具体的な項目として「福岡国際空港株式会社への事業承継」・「文書整理」・「備品整理」及び「編年史（仮称）の作成」という項目を設定して、今後のスケジュールを明確化した。</p> <p>[2. 引き継ぎ文書のデジタル化、データの体系化]</p> <p>○法人文書デジタル化推進計画において、以下の具体的な計画の内容を定め、取り組むこととした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓電子媒体の文書保存のルールを策定すること ✓職員ごとに電子化の日を設定し、PDF作業に専念すること ✓電子化契約（派遣スタッフ・業務委託）により文書保管庫の電子化を促進すること ✓電子決裁の運用を図ること <p>○電子媒体を正本・原本として体系的に管理するため、法人文書ファイル保存要領に共有フォルダ階層やファイル名（保存期間の明記）など電子媒体の文書保存の方法を定め、データを体系的に管理できるように取り組んだ。</p> <p>また、電子媒体の保存を推進するため、グループウェア（サイボウズ）のワークフロー機能を用いた電子決裁を行うことができるよう法人文書取扱規程を改正するとともに、システム構築を行い、電子決裁の運用を開始した。</p> <p>[3. 業務フローチャート等の作成]</p> <p>○業務フローチャート及びリスク管理表をもとに運営権者への事業説明資料を作成することでスムーズな事業承継を行う予定である。</p> <p>今年度は、リスク項目及び具体的な対策について検討を行い、業務フローチャート及びリスク管理表の再点検を行った。その結果、業務フローチャートは 34 のフロー</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定： B</p> <p>・作業工程表は、今後のスケジュールを明確化したことにより、運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けて、より具体的に対応を計画的に行うことが可能となった。</p> <p>・法人文書デジタル化推進計画によって、工程・進捗管理を行いつつ、これまでの紙媒体の文書を含め電子媒体により引き継ぎが行えるよう取り組むことで、円滑な事業の承継に資することができる。</p> <p>・電子媒体を正本・原本として体系的に管理・保存するとともに、電子決裁の運用により、テレワーク環境での業務の幅が広がるとともに、決裁行為にかかる時間の短縮や紙の削減など業務の効率化に繋げることができた。</p> <p>・リスク管理委員会により業務フローチャート及びリスク管理表に係る点検結果の検証を行い、監査などで新たに発見されたリスクに対して、所要の見直しを行うなど、リスク低減を図った。</p> <p>・リスク管理委員会を通じたモニタリング等を継続することで、業務の可視化、パター</p>	<p>評価</p>	

	<p>少なくとも1名以上受け入れ、研修を行う。</p>	<p>各事業内容や管理部門の業務を図示化した業務フローチャートの充実及び業務上起こり得るリスクとその対策を可視化したリスク管理表について、日々の業務と照らし合わせて改善点を見つけ出し、リスク管理委員会に諮り、内容や質の充実及びリスクの低減を図っていく。</p> <p>④研修員の受入れ 運営権者による円滑な業務の実施を確保するため、運営権者から派遣された研修員に対して、研修の実施を通じて機構業務の習熟を図る。</p>		<p>チャートを見直すとともに、リスク管理表は10のリスク項目について見直しを行った。なお、内部監査やNISCの独法セキュリティ監査で指摘された事項について、業務フローチャート及びリスク管理表の見直しに反映した。</p> <p>〔4.研修員の受入れ〕 ○平成31年4月から福岡空港運営権者より研修員1名を受け入れ、機構の業務を習得するための研修を開始している。 今年度は、6月から地域振興課で住宅騒音防止対策事業、再開発整備事業及び緑地造成事業について実務研修(OJT)を行い、1月から補償課で移転補償業務について実務研修(OJT)を行った。</p> <p>「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」に基づき、機構が実施している事業を適正かつ円滑に承継するため、以上の1~4の取組を行い、スムーズな事業承継を行う予定である。 業務移管に当たっては、今後も引き続き運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組を推進していくこととする。 (措置状況:「一部実施・実施中」)</p> <p>【参考】 独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定) <各法人等において講ずべき措置> 本法人が行う福岡空港の周辺環境対策は、「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律(平成25年法律第67号)」に基づき、福岡空港の民間委託を行うこととなる際に、新たな空港運営主体に業務移管する方向で検討が進められている。 福岡空港について民間委託の手続を進める際には、周辺地域の理解を得る観点からも、丁寧な手続を踏む必要があることから、業務移管に当たっては、必要な経過措置等も含めた業務の適正かつ円滑な実施を確保する。 本法人の業務が全て終了した段階で、本法人は廃止する。</p>	<p>ン化を推進している。</p> <p>・機構で実施している事業を福岡空港運営権者へ円滑に継承するため、平成31年4月から研修員1名を受け入れており、機構の業務を習得するための実務研修を着実に実施している。</p> <p>以上により、中期計画等を十分に達成しているものと判断し、B評価とした。</p>	
--	-----------------------------	---	--	--	---	--

4. その他参考情報

--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4. (5)	業務のノウハウや実績、教訓等を廃止後も有効活用することができる取組		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	5年度	6年度	7年度			(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—		—	—					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>(5) 業務のノウハウや実績、教訓等を廃止後も有効活用することができる取組 今後、機構は廃止され、業務は運営権者に移管されることから、機構がこれまでの長い歴史の中で様々な課題を乗り越えてきた成果を後世に引き継げるように、培ってきた業務のノウハウや実績、教訓等のまとめをデジタル化して記録に残すこと。 また、次期中期目標期間に機構の成果のまとめを公表できるように準備を進めること。</p>	<p>(5) 業務のノウハウや実績、教訓等を廃止後も有効活用することができる取組 今後、機構は廃止され、業務は運営権者に移管されることから、機構がこれまでの長い歴史の中で様々な課題を乗り越えてきた成果を後世に引き継げるように、培ってきた業務のノウハウや実績、教訓等をまとめた事業の成果(レポート)をデジタル化して作成を進めるとともに、廃止を迎える次期中期目標期間に向けて「編年史」や「機構の歩み」のような記録を残す準備を行う。</p>	<p>(5) 業務のノウハウや実績、教訓等を廃止後も有効活用することができる取組 今後、機構は廃止され、業務は運営権者に移管されることから、機構がこれまでの長い歴史の中で様々な課題を乗り越えてきた成果を後世に引き継げるように、培ってきた業務のノウハウや実績、教訓等の記録を残すための作業工程を明確化するとともに、貴重な資料や情報の収集・整理を行う。</p>	<p><主な指標等> 1. 機構の業務のノウハウや実績、教訓等の取組の編纂</p>	<p><主要な業務実績> 〔1. 機構の業務のノウハウや実績、教訓等の取組の編纂〕 ○第5期中期目標における業務運営に関する重要事項を踏まえ、機構がこれまでの長い歴史の中で培ってきた業務のノウハウや実績、教訓等について、機構廃止後もその成果を後世に引継ぎ有効活用することを目的として、その取組を編纂するための「独立行政法人空港周辺整備機構の歩み(仮称)編纂委員会」(以下「委員会」という。)を設置した。 ○8月に第1回目の委員会を開催し、実施体制及びスケジュールを決めるとともに、内容及び構成、資料収集及び整理、予算等の大枠の検討や認識の共有を行い、貴重な資料や情報の収集の作業を進めた。 ○2月に第2回目の委員会を開催し、貴重な資料や情報の収集の結果を踏まえ、企画・構成(案)の検討や今後の編纂に向けた作業に取り組んだ。</p>	<p><評定と根拠> 評定： B ・委員会を設置することにより、作業工程を明確化し、着実に編纂作業を実行できるように計画的に取り組んだ。 ・実務を担う職員が、貴重な資料や情報を収集することで、機構の業務のノウハウや実績、教訓等をあらためて再確認しながら作業を進め、職員の知識レベルの向上につなげることができた。 以上により、中期計画等を十分に達成しているものと判断し、B評価とした。</p>	<p>評定</p>	

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4. (6)	騒防法第29条第1項に規定する積立金の使途		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	5年度	6年度	7年度			(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—		—	—					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価	評価		
—	(6) 騒防法第29条第1項に規定する積立金の使途 騒防法第29条第1項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた金額は、騒防法第28条に規定する業務の運営の使途に充てる。	(6) 騒防法第29条第1項に規定する積立金の使途 騒防法第29条第1項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた金額は、同法第28条に規定する業務の運営の使途に充てる。	<主な指標等> —	<主要な業務実績> 第4期中期目標期間終了時の積立金の一部については、国土交通大臣の承認を受け、再開発整備事業において自己財源で取得した有形固定資産の償却等に要する費用、空港周辺整備機構廃止並びに福岡空港運営権者への事業承継に要する費用として、今期への繰越を行った。	<評価と根拠> 評価：—	評価	—	

4. その他参考情報